

美しい地球を子どもたちに

生物多様性の主流化を図り、新たな「自然と共生する社会」
の実現を目指して ～「共生」と「循環」そして「継承」～



志布志市生物多様性地域戦略



令和3年3月 志布志市

はじめに

志布志市は「美しい地球を子どもたちに」を提唱し環境施策を展開していますが、この度「志布志市生物多様性地域戦略」を策定いたしました。

「共生」と「循環」そして「継承」を基本理念とし、生物多様性の主流化を図り、新たな「自然と共生する社会」の実現を目指していきたいと考えております。

私たちのふるさと志布志市は、志布志湾に面して海岸の砂丘や岩場、干潟、河川、里地里山、森林といったいろいろな生態系があり、そこには多様な生物（動植物）が生息・生育しています。

先人たちは、それらの多様な生態系の生物を上手に、そして無駄なく利用し、共生しながら日頃の生活、経済活動、文化に活かしてきました。

しかし、エネルギー源が薪炭から化石燃料に代わっていくと同時に急速な経済発展があり、私たちの生活は便利になったものの、開発による生態系の破壊やそれに伴う生活・文化面の豊かさの低下等を招いています。今こそ自然と人の共生のあり方を考え直す時期に来ています。

私も子どものころ、春夏秋冬を感じながら近くの山や川で遊びました。この地域戦略は「昔の生活に帰ろう」ということではありません。ただ今後も「自然の恵み」を受けるために、生物多様性についてどのように理解し、そして行動をしたらよいかを示したものです。

この地域戦略は、「生物多様性の保全と持続可能な利用」についての「道しるべ」です。将来に渡って市民が幸せな生活を送ることができるように、生物多様性の重要性に気づき行動することで、普遍的な価値が創出され、環境・経済・社会の統合的向上につながっていくものと確信しておりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本地域戦略策定に際しまして、馬場興市会長をはじめとする検討委員会の皆様には多くの意見をいただきました。改めて感謝申し上げます。

令和3年3月

志布志市長

下平 晴行



目次

はじめに	2
目次	3
第1章 生物多様性とは何か	5
1-1 生物多様性とは ～生存の基盤～	6
1-2 生物多様性の恩恵 ～「生態系サービス」自然の恵み～	8
1-3 生物多様性の危機	10
1-4 地球カレンダー	12
1-5 国内外の動き	13
1-6 生物多様性を守る意味と地域戦略の必要性	15
第2章 志布志市をみつめる	16
2-1 志布志市のすがた（環境）	17
2-1 志布志市のすがた（環境－植生）	18
2-1 志布志市のすがた（環境－市内で確認されている希少野生動植物）	19
2-1 志布志市のすがた（環境－市内で確認されている外来生物）	20
2-1 志布志市のすがた（環境－生き物や自然の話を知ろう）	21
2-2 志布志市のすがた（経済）	22
2-3 志布志市のすがた（社会）	23
2-3 志布志市のすがた（社会－土地利用等）	24
2-4 志布志市のすがた（小学校の校歌・校章）	25
2-5 志布志市のすがた（昔の暮らし）	26
2-6 志布志市のすがた（市民の意識）	28
2-7 志布志市のすがた（課題）	30
2-7-1 生物多様性の言葉が浸透していません	30
2-7-2 開発による種の減少、生息・生育地の減少があります	31
2-7-3 広葉樹林の減少、里地里山などの手入れ不足があります	32
2-7-4 特定外来生物の侵入が見られます	33
2-7-5 気候変動への適応が必要です	34
第3章 地域戦略を考える	35
3-1 対象とする地域	36
3-2 計画期間	37
3-3 基本理念 「共生」と「循環」そして「継承」	38

3-4	基本目標 生物多様性の主流化を図り、新たな「自然と共生する社会」の実現	39
3-5	志布志市の将来像	40
3-6	他の計画との整合性と位置付け	42
3-7	生物多様性の保全は持続可能な開発目標（SDGs）の根幹	43
第4章	地域戦略を進める	44
4-1	各主体の役割と連携・協働	45
4-1-1	市民の役割	45
4-1-2	事業者の役割	45
4-1-3	各種団体の役割	46
4-1-4	行政機関の役割	46
4-2	基本目標「生物多様性の主流化を図り、新たな『自然と共生する社会』の実現」 をするための行動	47
4-2-1	「市民誰もが生物多様性の重要性を理解し、行動しています。」を実現するた めの行動	48
4-2-2	「重要地域を保全し、自然のつながりを取り戻しています。」を実現するた めの行動	51
4-2-3	「生物多様性情報を蓄積・共有し、生態系が守られています。」を実現するた めの行動	66
4-2-4	「生物多様性を支え生物多様性に支えられた環境文化を継承しています。」の 実現のための行動	72
4-2-5	「生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換しています。」 を実現するための行動	74
4-3	戦略の推進体制	81
4-3-1	戦略の進行管理	81
4-3-2	進捗状況の把握と評価	81
終わりに		82
参考資料		83

第1章 生物多様性とは何か



「志布志市生物多様性地域戦略」は、将来にわたって市民が幸せな生活を送ることができるようにするため、生物の多様性の保全と持続可能な利用についての計画です。

まずこの章では、「生物多様性」とは何か、なぜ「生物の多様性の保全と持続可能な利用」をしていかなければならないのかを考えます。

なお本戦略は、生物多様性基本法第 13 条に基づき策定するものです。

1
章

2
章

3
章

4
章

1-1 生物多様性とは ～生存の基盤～

人間を含めたいろいろな動物や植物、昆虫などがお互いにつながり合い、多様な環境に合わせて、多くの生き物が生息・生育しています（右のページのとおり、3つのレベルで差異があります）。このように、いろいろな生き物がいて、それらがつながり合って生活していることを「生物多様性」と言います。

そして、食物連鎖の中の食べる、食べられるということを通じて、生態系のバランスを保っています。また、命や暮らしを支える「生物多様性」は、それぞれの地域に特有の自然や風景があり、多様な地域文化とつながり結び付いています。

平成20年に制定された生物多様性基本法の前文に「人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の生存の基盤となっている」と記載されていますが、まさに生物の多様性は私たち市民の「生存の基盤」になっています。

また、生物多様性国家戦略では、「生物多様性」は長い時間をかけた地球上の生きものたちの豊かな「個性」と「つながり」であるとし、こうした側面を持つ「生物多様性」がさまざまな恵みを通して地球上の「いのち」と私たちの「暮らし」を支えているのだと説明しています。



サツママアザミの蜜を吸うキアゲハ

（この戦略で紹介する写真は、すべて市内で撮影されたものです。）

「生物の多様性には、生態系の多様性、種の多様性、そして遺伝子（種内）の多様性の3つのレベルがあります。

生態系の多様性

生態系には、森林、川、畑、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプのものがあります。市内にも多様な生態系があります。



前川中流



野井倉開田



安楽川河口の干潟

種の多様性

世界には、約 175 万種の生物が確認されており、未知のものを含めると約 3,000 万種あると推定されています。市内では、植物 461 種、動物（鳥類、両生類、爬虫類、哺乳類、昆虫類、魚介類）531 種が確認されています（平成 21 年 2 月及び 8 月の現地調査より）。



フクロハイゴケ



クロツラヘラサギ



ニホンイシガメ

遺伝子（種内）の多様性

同じ種であっても、形、模様、生態が違うなど多様な個性があります。



アカハライモリ



うずらの卵



トウモロコシ

1-2 生物多様性の恩恵 ～「生態系サービス」(自然の恵み)～

生物の多様性は私たちに様々な恩恵（自然の恵み）を与え、生活をより豊かで安全なものとしてくれています。

春の山菜採り、潮干狩り、初夏のお茶、夏のスイカ、秋の栗、お米、からいも（さつまいも）、冬の野菜、ミカンなど、私たちは多様な生態系、多様な種、さらには遺伝子レベルの違いによる多様な品種によって、豊かな食べ物を得ることができています。また、カシ、スギ、ヒノキなどの木材も得ることができています。

もちろん多様な生物の中には、農作物の害虫もいますが、天敵になる生物も存在しておりバランスを保ってくれています。例として、お茶の栽培においてアブラムシなどの害虫駆除にテントウムシが活躍しています。

森林は水や酸素を供給し、土砂の流出や災害発生を最小限にしてくれます。

また多様な植物で構成される植生があることで、春の花見、初夏の湧き上がるような森の樹々、秋の紅葉狩りなど美しい風景を見ることができます。

一方、昔から「早馬どん」、「田の神さあ（たのかんさあ）」、「ホゼ」、「山神さあ（やまのかんさあ）」の祭や、「水神さあ」など素朴な信仰は、生物の多様性が背景となってできた地域文化ではないでしょうか。

志布志市産を含め「大隅産うなぎ」は全国でも有名です。志布志湾のシラスウナギは川が運んでくる栄養塩^{*P84}（「*」の印は、＜参考資料 P84～P86＞の中で解説している用語です。）で育ちます。そのシラスウナギを冬の海岸線で獲り、これを豊富な地下水で養殖し、そして「大隅産うなぎ」として出荷しています。まさに、産業は生物多様性の恩恵を受け、成り立っています。

このように生物の多様性は、私たちの豊かな生活を支える基盤的な存在となっていますが、こうした生物多様性の恩恵（自然の恵み）は、「生態系サービス」と呼ばれています。

生態系サービスは、「基盤サービス」、「調整サービス」、「供給サービス」、「文化的サービス」の4つに分類されます。



田植えの準備
(志布志町田之浦)

生態系サービス(自然の恵み)

この地球の環境とそれを支える生物多様性は、人間を含む多様な生命の長い歴史の中でつくられたかけがえのないものです。そうした生物多様性はそれ自体に大きな価値があり、保全すべきものです。

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から得ることの恵みによって支えられていますが、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、次の4つに分類されます。

①「基盤サービス」

光合成^{*P84}による酸素の供給、水の循環、土壌形成、栄養塩^{*P84}の循環など



大気や水の供給

②「調整サービス」

水質浄化や気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減、花粉媒介、天敵の存在による病害虫の抑制など



ミツバチによる受粉媒介

③「供給サービス」

食料や水、木材、繊維、医薬品の開発等の資源の提供など



木材の供給

④「文化的サービス」

精神的・宗教的な価値や自然景観などの審美的な価値、レクリエーションの場の提供など



アユ釣り

1-3 生物多様性の危機

前項で生物多様性の恩恵についてみてきましたが、しかしながら現代は「生物多様性が危機にさらされている」と言われています。過去にも自然現象などの影響により大量絶滅が起きており、現在は第6の大量絶滅時代^{*P85}と呼ばれています。現在の大絶滅は、過去の大絶滅と比べて種の絶滅速度が速く、その主な要因は人間活動による影響であると考えられています。生物多様性の危機は次の4つの危機に整理されます。

第1の危機 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少

沿岸域の埋立などの開発や森林の多用途への転用などの土地利用の変化は、多くの生物にとって生息・生育環境の破壊と悪化をもたらしました。また鑑賞用や商業利用による個体の乱獲、盗掘、過剰な採取など直接的な生物の採取は、個体数の減少をもたらしました。



生物多様性を保つ上で重要な広葉樹



護岸のコンクリート化で生物の生息地が失われてしまった河川。三面護岸化が数多く見受けられる

第2の危機 里地里山^{*P84}などの手入れ不足による自然の質の低下

①エネルギー源の変化（薪炭から石油などの化石燃料へ変化）②第1次産業就業者数の減少③少子高齢化の進展により、二次林や採草場が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山^{*P84}の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、イノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。



人口減少で手入れが行き届かなくなった里山。イノシシの増加で農業被害が多発



高齢化で耕作放棄地となった水田と「田の神」

第3の危機 外来種^{*P84}や化学物質などの持ち込みによる生態系のかく乱

外来種^{*P84}が在来種^{*P84}を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的にかく乱をもたらしたりしています。また、化学物質の利用は人間生活に大きな利便性をもたらした一方で、その中には生物への有害性を有するものがあり、生態系への影響が指摘されています。



アカガエルを捕食する外来種のウシガエル、在来の様々な生き物を食べる



オオフサモの拡散
湧水池や河川で見られ、水生植物の駆逐や水流を阻害する

第4の危機 地球環境の変化による危機

地球温暖化など地球環境の変化による生物多様性への影響です。地球温暖化のほか、強い台風の頻度が増すことや降水量の変化などの気候変動、海洋の一次生産の減少や酸性化などの地球環境の変化は、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があり、その影響は完全に避けることができないと考えられています。



気候変動で強い台風や豪雨等による土砂災害や水害が発生している



温暖化で北上したキオビエダシヤクが侵入し、幼虫はイヌマキを旺盛に食害。温暖化の影響が感じられる

1章
2章
3章
4章

1-4 地球カレンダー

原始の海→光合成*P84 生物の登場→酸素の増加→オゾン層の形成→生物の陸上進出→恐竜絶滅→現在。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、約3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的に、間接的に支え合って生きています。

1月 1日	地球誕生
2月	原始海洋の形成 (40~43億年前) 原子生命体が誕生 (40億年前)
3月 21日	最古の生命体とされるシアノバクテリア登場 (36億年前)
4月 22日	光合成*P84 をする生物の出現 (32億年前)
5月	
6月	大気中の酸素増加
7月	オゾン層形成 (20数億年前)
8月	
9月 27日	多細胞生物の誕生 (12億年前)
10月 30日	多細胞生物の出現 (6~10億年前)
11月 6日	海生無脊椎動物の誕生 (7億年前)
19日	カンブリア大爆発 (生物の多様化が進む、5億4千万年前)
23日	魚類が出現 (5億年前)
29日	植物、節足動物が陸へ上がる (4億年前)
12月 3日	大森林広がり、現在の化石燃料 (石油、石炭、天然ガス) の元となる動植物が堆積する。両生類が陸へ上がる。爬虫類が出現 (3~4億年前)
19日	鳥類が出現 (2億年前)
26日	恐竜絶滅 (6,600万年前)
31日	



12月31日を拡大すると

- 午後 4時 27分 アウストラロピテクス登場 (400万年前)
- 午後 11時 37分 ホモ・サピエンス登場 (20万年前)
- 午後 11時 53分 始良火山噴火 (2万9千年前)、九州南部地域が火山噴出物 (シラス) に覆われる
- 午後 11時 58分 志布志町片野洞窟跡 (縄文初期~弥生)
- 午後 11時 59分 49秒 原田古墳群 (大和朝廷と深い結び付き、5世紀末)
- 午後 11時 59分 58秒 産業革命始まる (250年前)、有明町豊原の田の神像建立 (1743年)
- 午後 11時 59分 59秒 科学技術の進展、世界大戦、大量生産大量廃棄、人口爆発、気候変動、新エネルギーの開発、IT産業の発展、第6の大量絶滅時代*P85、新型コロナウイルス感染症

1-5 国内外の動き

<国際的な動き>

生物多様性は人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらすものです。生物に国境はなく、一国だけで生物多様性を保存しても十分ではなく、世界全体でこの問題に取り組むことが重要だとし、1992年5月に「生物多様性条約」がつくられました。①生物の多様性の保全②生物多様性の構成要素の持続可能な利用③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を目的としており、日本も締結しています。

2010年には、名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議が開催され、長期目標（2050年までに）として、「自然と共生する世界」の実現を目指していくことと具体的な20の個別目標である「愛知目標」を2020年までに実施して行くことが採択され、193の国と地域がこの目標達成に向けて取り組んできました。

2014年10月に公表された愛知目標の中間評価（地球規模生物多様性概況第4版）は、ほとんどの目標が5段階のうちの「3」に相当し、「進展しているがその速度は不十分（努力を強化しない限り目標年までに目標を達成できない）」でありました。

また、「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)」が2012年設立されています。このIPBESは、生物多様性と生態系サービスに関する科学や伝統知識などの幅広い知見を収集・体系化し、中立的な立場からこうした知見に基づく政策の実現を支援する政府間組織で、「生物多様性版のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）」とも呼ばれています。

このIPBESが、2019年5月に各国政策決定者向けに報告書を出しましたが、要点は次の4点でした。

- ①自然がもたらすもの（生態系サービス）は、世界的に劣化している。
- ②自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は、過去50年の間に加速している。
- ③このままでは自然保護と自然の持続可能な利用に関する目標は達成されない。しかし、経済・社会・政治・科学技術における横断的な社会変容により、2030年そしてそれ以降の目標を達成できる可能性がある。
- ④社会変容を促進する緊急かつ協調的な努力が行われることで、自然を保全、再生、持続的に利用しながらも同時に国際的な社会目標を達成できる。

また、地球規模の調査により、次の数値が報告されました。

- ・地球上に800万種いる動植物のうち、100万種が絶滅の危機にある。
- ・16世紀以降（1500年以降）に、少なくとも680種の脊椎動物が絶滅した。
- ・過去1千万年の平均よりも数十倍～数百倍、絶滅の速度が加速している。
- ・世界の陸地面積の75%が著しく改変され、海洋の66%が累積的な影響を受け、湿地の85%が消失した。
- ・気温上昇を2度に抑えても、生物種の5%に絶滅リスクが生じ、サンゴ礁の面積は1%まで縮小する。

・記録されている家畜哺乳類6190品種のうち559品種（9%を上回る割合）が2016年までに絶滅した。加えて、少なくとも1000品種が危機に瀕している。

今後、生物多様性条約第15回締約国会議が2021年5月に中国昆明市で開催される予定ですが、このIPBESの報告書が基となって新たな国際的な目標と取組が示されることとなります。

＜国内の動き＞

日本は、1993年に生物多様性条約を締結、1995年に最初の生物多様性国家戦略を決定しました。

2008年、「生物多様性基本法」が制定され、国家戦略が法定計画化されました。

2012年、「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定しました。今回の本市の生物多様性地域戦略は、この国家戦略に基づき作成しています。

国は、2021年に「次期生物多様性国家戦略」を策定予定です。

また、政府は2020年10月26日に、「2050年までに温室効果ガス実質ゼロ」を宣言しました。生物多様性の保全と持続可能な利用は、この宣言を達成するための重要な一つの手段になります。

鹿児島県は、平成26年（2014年）3月に「生物多様性鹿児島県戦略～新たな自然と共生する社会の実現を目指して～」を策定しています。

この地域戦略の中で、鹿児島県は令和5年度まで生物多様性という言葉の認知度を80%にすることや、県内全市町村が生物多様性地域戦略を策定することを数値目標として設定しています。

このように、生物の多様性の保全と持続可能な利用についての議論は、国際的な問題となっています。



稲の掛け干し
(松山町尾野見)

1-6 生物多様性を守る意味と地域戦略の必要性

なぜ、生物多様性を守らないといけないか。それは、生物の多様性が失われると、4つの生態系サービス機能が損なわれ、自然の恵みを得続けることが困難になるからです。

これまで、「生物多様性」とは何か、そして生物多様性の「恩恵」とその「危機」について考えてきました。そして、国内外の動きをみてきました。

次の章では現在の「志布志市のすがた」を見ていきますが、私たちは社会開発の過程で、環境を悪化させようという意図があったわけではありませんでした。ただ経済的に少しでも豊かになりたい、便利で快適な暮らしをしたい、そして子どもたちにもそうさせたいと思って努力してきました。

しかし、この行動が結果として生物の多様性の保全と持続可能な利用に相反することにつながっていたのかもしれません。

今、世界ではパリ協定^{*P85}やSDGs^{*P86}（持続可能な開発目標）の実現に向け、あらゆる主体がその実現に向けて取組を続けています。

志布志市環境基本計画は、「環境・経済・社会の統合的向上」を目指しています。生物の多様性の保全と持続可能な利用を図ることは、これにつながることです。

生物多様性の恵みを将来に渡って享受するため、そして美しい地球を子どもたちに残すため、国、県はもとより市民、事業者、各種団体そして市がどのような考えの下、どのような目標を持ち、どのような行動をしていくかが重要です。この地域戦略ではこのことを計画していきます。

パリ協定とは、

2015年にパリで合意された2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みのことです。次のような世界共通の長期目標を掲げています。

①世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする。

②そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量を上昇から下降方向にし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる。

パリ協定には、主要排出国を含む多くの国が参加。締結国だけで、世界の温室効果ガス排出量の約86%、159か国・地域をカバーするものとなっています。

第2章 志布志市をみつめる

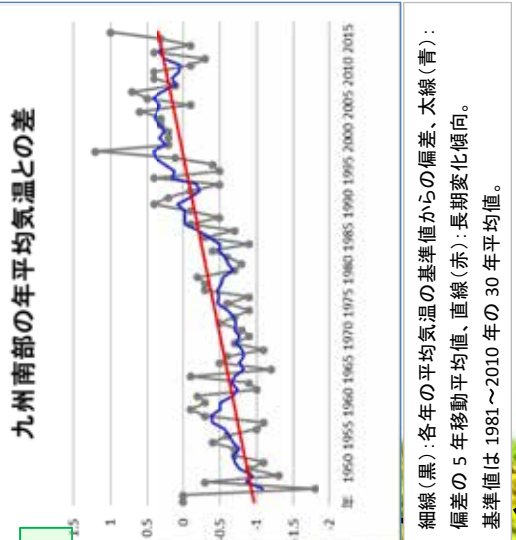
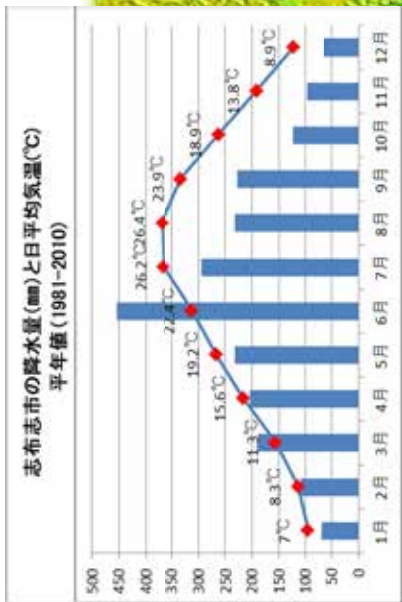


策定に当たり、地域の実情に合った取組をしていくには、地域の実情を知ることが重要です。

志布志市はどのようなところなのか、どんな特徴があるのか。

この章では、改めて志布志市のすがたを見つめ、地域戦略策定の基礎とします。

2-1 志布志市のすがた（環境）



- 生物の多様性
- ①生態系の多様性
山々、里地里山、河川、海岸線、志布志湾
 - ②種の多様性
イノシシ、メジロ、カエル、ハモ、スズ、スミシ、麴菌
 - ③遺伝子の多様性

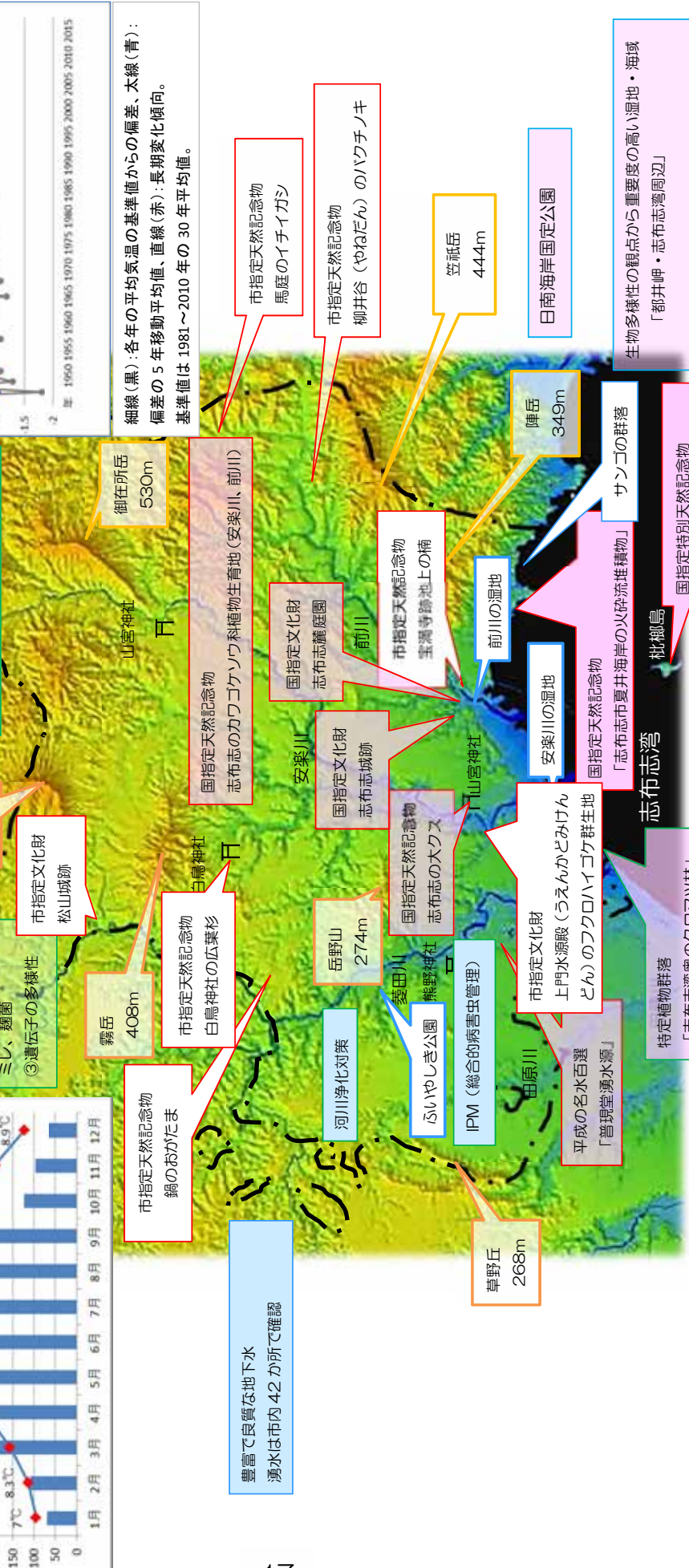
- 志布志市環境基本計画
- 志布志市地球温暖化対策実行計画
- 常緑広葉樹 (スタジサイ、アラカシなど)
 - 常緑針葉樹 (スギ、ヒノキなど)
 - 落葉広葉樹 (ホオノキ、クスギなど)
 - 落葉針葉樹 (イチヨウ)
 - 人工林と天然林

- 志布志市地球温暖化対策実行計画
- 宮田山 520m
 - 市指定文化財 松山城跡

- 霧岳 408m
- 市指定天然記念物 白鳥神社の広葉杉

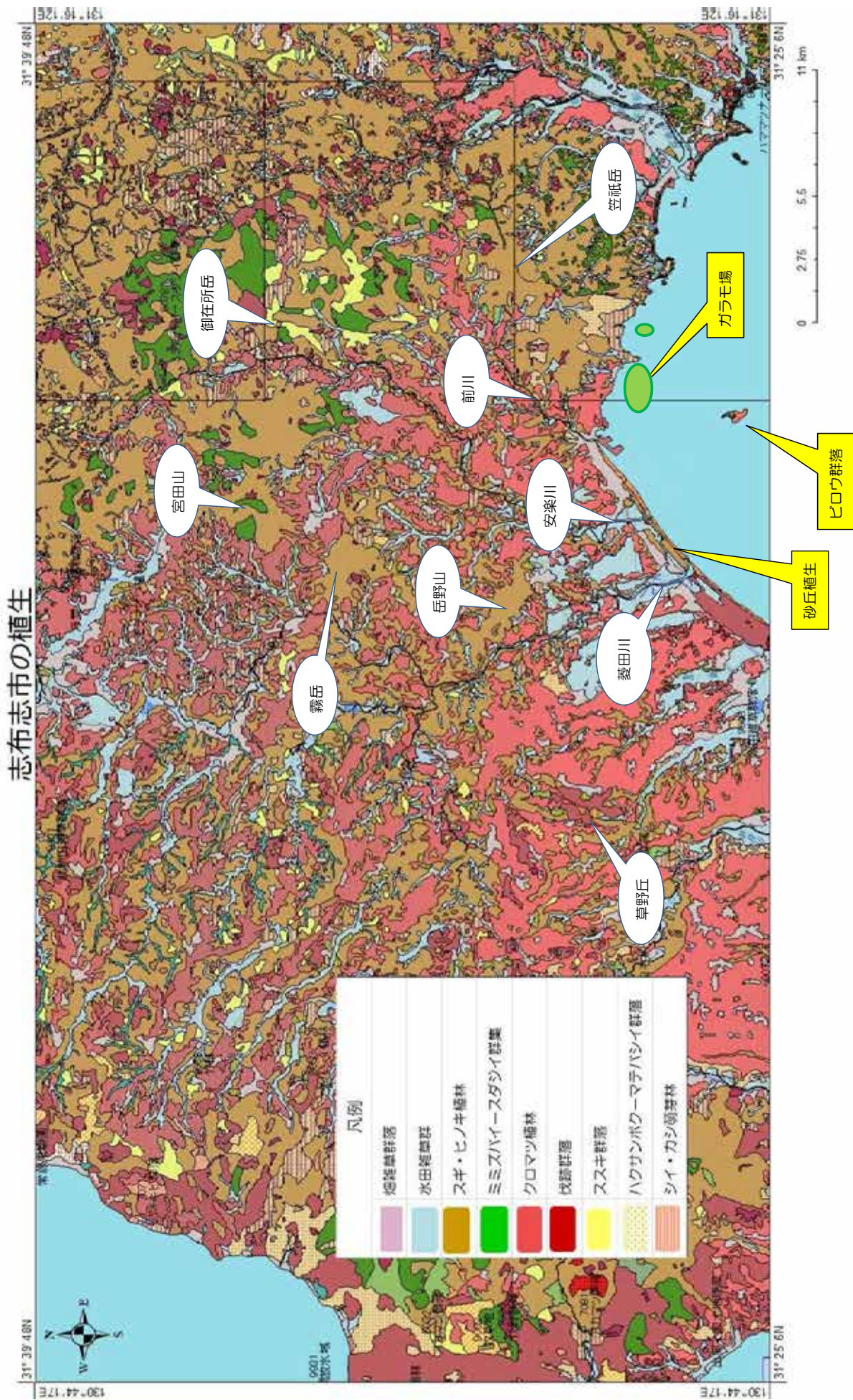
- 市指定天然記念物 鍋のおがたま
- 河川浄化対策
- ふいやしき公園
- PM (総合的病害虫管理)
- 平成の名水百選 「普現堂湧水潭」

- 豊富で良質な地下水 湧水は市内42か所で確認
- 草野丘 268m
- 市指定文化財 上門水源殿(うえんかどみけんどん)のフクロハイゴケ群生地
- 市指定文化財 安楽川の大クス
- 市指定天然記念物 志布志の大クス
- 市指定文化財 志布志の城跡
- 市指定天然記念物 志布志のカワゴケノウコ植物生育地(安楽川、前川)
- 市指定天然記念物 馬庭のイチイガシ
- 市指定天然記念物 柳井谷(やねだん)のバクチノキ
- 笠祇岳 444m
- 日南海岸国定公園



地質
四万十層群、溶結凝灰岩、シラス台地

2-1 志布志市のすかた(環境—植生)

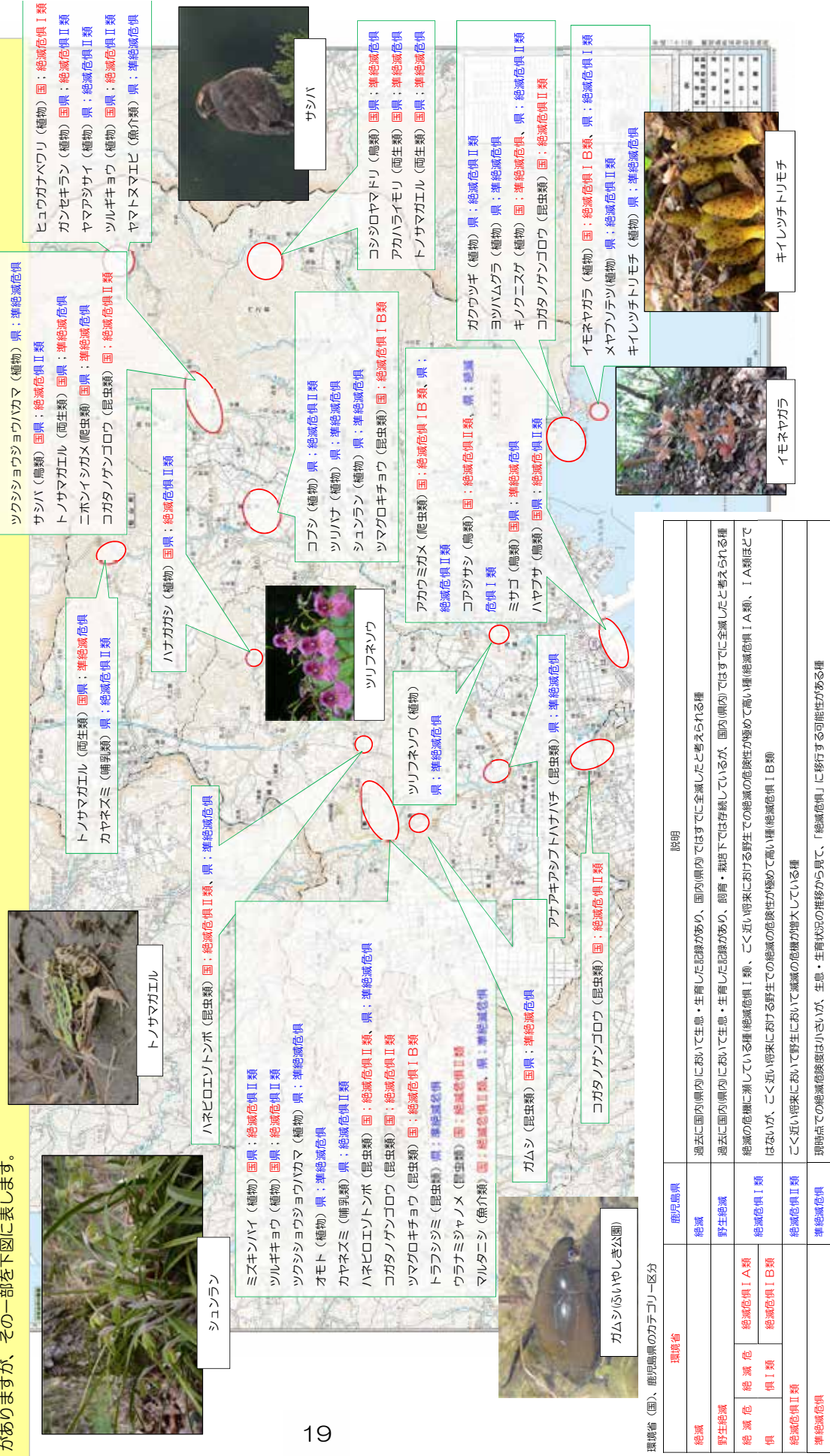


2-1 志布志市のすがた（環境一市内で確認されている希少野生動物植物）

志布志市内でこれまで確認されている希少野生動物植物

「志布志市農村環境計画」作成時の平成21年に、市内数か所において身近な生態系を把握するため動物植物の調査が行われました。

植物（106科423種）、鳥類（13目31科60種）、両生類・爬虫類・哺乳類（9目14科21種）、昆虫類（16目139科419種）、魚介類（7目13科23種）が確認されています。この内、国県のレッドデータブックに記載されている「絶滅危惧Ⅰ類」、「絶滅危惧Ⅱ類」そして「準絶滅危惧Ⅱ類」に分類されている動物植物が確認されています。この調査以外にも個人・団体の調査により確認されている動物植物があり、その一部を下図に表します。

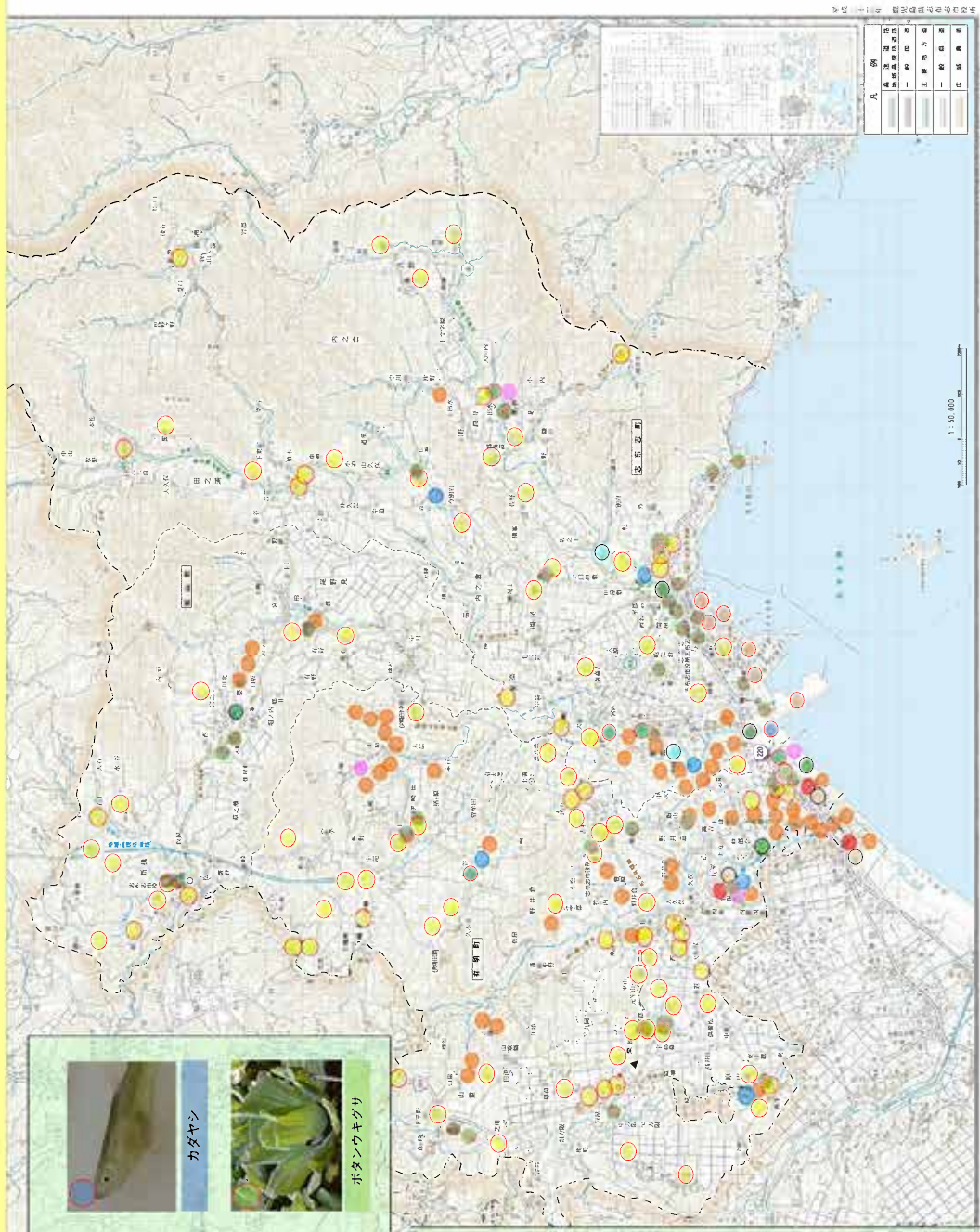


環境省		鹿児島県	説明
絶滅	絶滅		過去に国内県内において生息・生育した記録があり、国内県内ではすでに全滅したと考えられる種
野生絶滅	野生絶滅		過去に国内県内において生息・生育した記録があり、飼育・栽培下では継続しているが、国内県内ではすでに全滅したと考えられる種
絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類		絶滅の危機に瀕している種(絶滅危惧Ⅰ類、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種(絶滅危惧ⅠA類、ⅠA類ほどではないが、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種(絶滅危惧ⅠB類)
絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類		ごく近い将来において野生における絶滅の危険性が極めて高い種(絶滅危惧ⅠB類)
絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧Ⅱ類		現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育状況の推移から見て、「絶滅危惧Ⅰ類」に移行する可能性がある種
準絶滅危惧	準絶滅危惧		

2-1 志布志市のすがた（環境一市内で確認されている外来生物 *P84）

志布志市内でこれまで確認されている外来生物 *P84

外来生物 *P84 とは、もともとその地域にいなかったのに、人為的に他の地域から入ってきた生物のことです。特定外来生物 *P85 とは、外来生物 *P84 のうち、特に人の健康、生態系等への被害が認められ又はその恐れがあるものとして、特定外来生物 *P85 による被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）によって規定された生物です。生きているものに限られ、卵・種子・器官なども含まれます。志布志市内でこれまでに確認されている外来生物 *P84 は 137 種（内訳は、植物 110 種、爬虫類 4 種、両性類 1 種、節足動物 3 種、陸水類・汽水・淡水産貝類 1 種、淡水産貝類 4 種、鳥類 3 種、昆虫類 1 種、汽水・淡水産魚類 4 種、哺乳類 3 種）です。



生態系に影響を及ぼす侵略的外来生物 *P84 が含む

2-1 志布志市のすがた（環境－生き物や自然の声を聞こう）

ここでは、本市の身近な生き物や自然環境から、生態系ごとに生物多様性について現状を見てみます。

(1) 奥山及び里地里山^{*P84}

- ・奥山では、鳥の鳴き声や水流の音など自然の音が聞こえる。カシ、シイなどの原生的な自然が残っている場所がある。
- ・シラス台地の下から湧水が湧き出している箇所がある。
- ・スギやヒノキが植林され、伐期に来ている。モウソウチクが人工林・天然林に入りこんでいる。
- ・オオキケンギク、シナダシススメガヤ、ハリビエ、セイタカアワダチソウなどの外来種^{*P84}が畑や道路端に生育している。
- ・イノシシなど野生動物による農作物への被害がある。
- ・有機農業^{*P86}への取組が増えている。また総合的病害虫防除・雑草管理（IPM^{*P86}）に取り組んでいる。
- ・食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理（GAP^{*P86}）の取組をしている。
- ・多面的支払交付金事業を受けている団体やふるさとづくり委員会などの団体が生物多様性の保全の活動をしている。



(2) 河川及び田

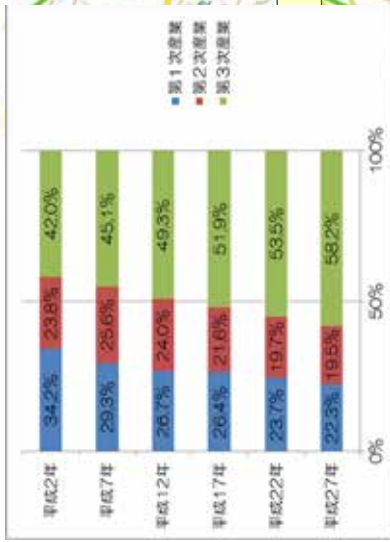
- ・希少種の二ホンイシガメ、ニホンスッポンなどが確認されている一方、カダヤシ（魚類）、ミシシippiaアカミミガメ（爬虫類）、オオフサモ（植物）などの外来種^{*P84}も確認されている。
- ・鹿児島県外来種リストで「産管理種」に分類されているコイが生息している。
- ・安楽川ではアユの放流が行われ、時期になるとアユ釣りでにぎわっている。
- ・安楽川中流域の「とどろ渓谷」は地元の人により河岸が整備され、美しい景観になっている。
- ・スクミリンゴガイが広く生息している。
- ・ベッコウトンボが発見されている記録があるが、今は絶滅している。

(3) 海岸

- ・夏井海岸では海水浴ができる。
- ・安楽川及び前川の河口には干潟が形成され、多くの生き物が生息・生育している。
- ・昔に比較して汀線（海岸線）が大きく後退し、砂浜が狭くなっている。
- ・毎年4月から8月にかけてウミガメが上陸産卵する。
- ・安楽川河口において、2002年5月19日に30種確認できた鳥類が、2019年8月26日には14種しか確認できなかった。
- ・コアジサシ、ベニアジサシなどたくさんの渡り鳥が飛来し営巣している。クロツラヘラサギも飛来したことがある。
- ・冬、通山押切海岸でシラスウナギ漁が行われている。
- ・釣り糸が絡まったモズクガニやアオサギなどの生き物が見られる。
- ・ごみの不法投棄や野焼きの跡がある。また、砂浜に車の乗り入れがある。
- ・大雨や台風があると、川を通じて流れてきた流木やごみが砂浜に打ち上がる。
- ・小さい虫の被害がある。



2-2 志布志市のすがた（経済）



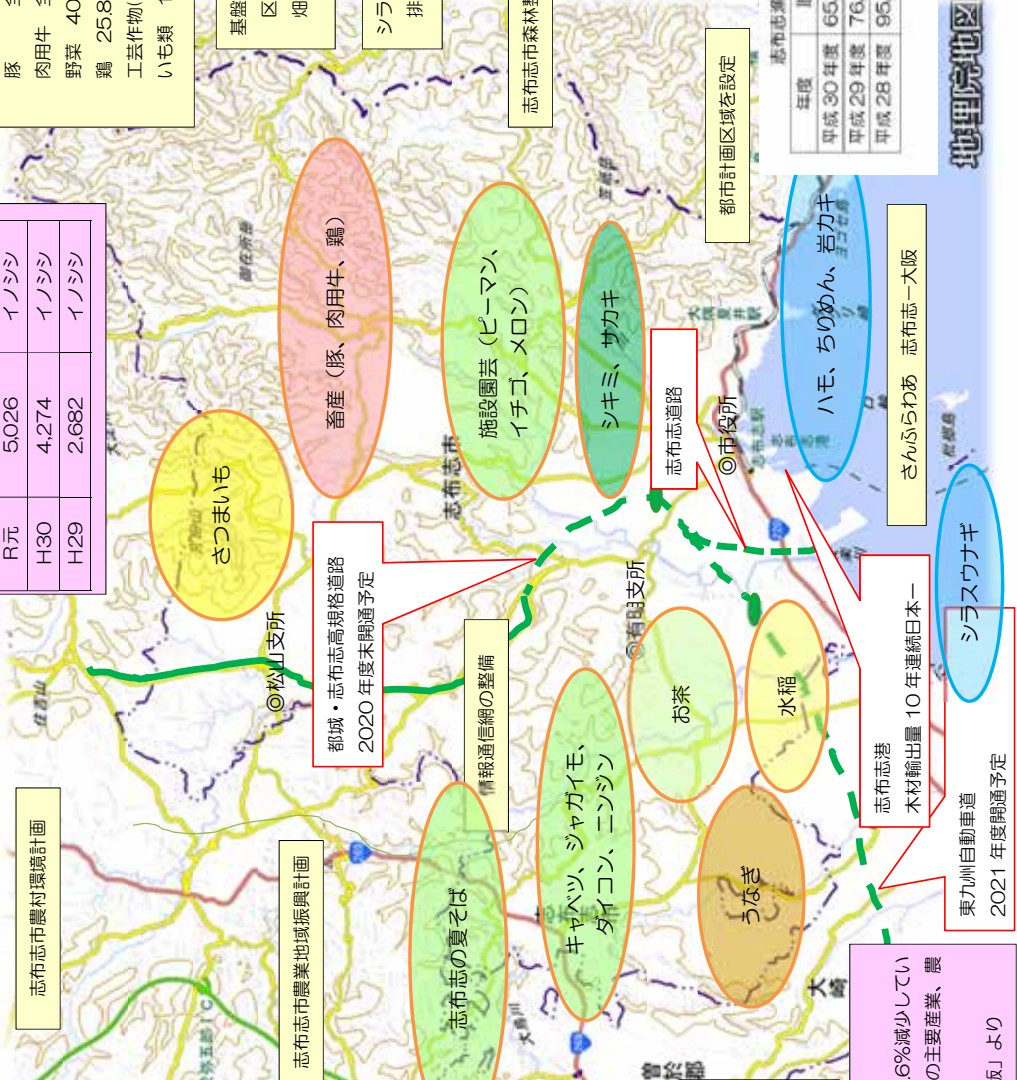
年度	農地面積 (ha)	造林面積 (ha)	割合 (%)
令和元年度	6,999	224	3.20
平成30年度	6,832	232	3.39
平成29年度	6,833	193	2.83

【資料：農業委員会】

産業人口の状況
 昭和60年から平成27年(30年間)において、就業者数全体で20.6%減少している。特に、第一次産業人口が55.9%減少している。農業が志布志市の主要産業、農業の担い手を確保することが市全体の産業規模の維持にも必要。
 「志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンR2.3改訂版」より

年度	被害額(千円)	主な鳥獣
R元	5,026	イノシシ
H30	4,274	イノシシ
H29	2,682	イノシシ

志布志市	全国第13位	411.5億円
豚	全国第3位	160.0億円
肉用牛	全国第5位	108.7億円
野菜		40.9億円
鶏		25.8億円
工芸作物(お茶)		25.6億円
いも類		18.7億円



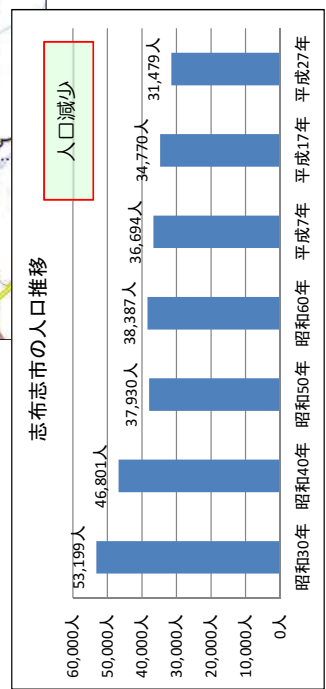
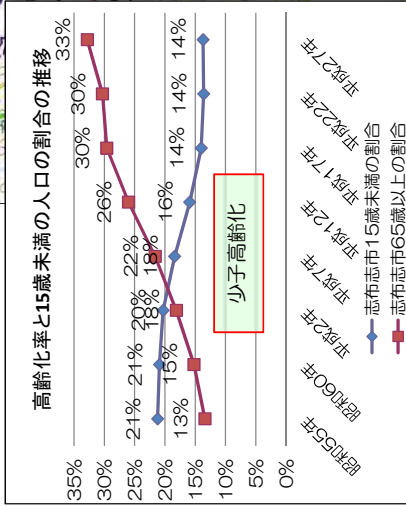
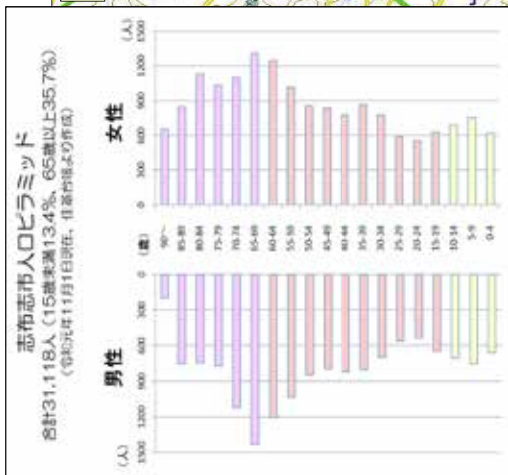
年度	施設数量	金額
平成30年度	65,207 基	54,208 千円
平成29年度	76,963 基	54,559 千円
平成28年度	95,240 基	63,636 千円

【資料：耕地林務水産課】

地理院地図

陸上アクセスのスピードアップが進む「志布志港」：志布志港から九州各地への貨物は、高規格幹線道路等により短時間で運ばれ、効率的な輸送が可能となります。志布志港の優位性：志布志港は、南九州地域における国際物流拠点港として発展しており、国内外の定期航路も充実しています。「国際ハルル戦略港湾」に指定：国際ハルル戦略港湾とは、日本におけるハルル積み貨物の輸入拠点として、安定的かつ安価な輸入の実現に資する大型船に対応した港湾機能の整備等を実施する港湾として国土交通大臣が指定するものです。平成29年4月から整備が進んでいます。

2-3 志布志市のすがた（社会）



志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

第2次志布志市振興計画



- 郷土料理
- 煮しめ
- さつま汁
- がね
- つけあげ
- ちまさ
- からいも団子
- ゆべし
- かるかん
- かからん団子
- ふくれ菓子
- 焼酎

地理図

御在所岳 天智天皇伝説あり

四浦

田之浦

森山 梅崎開田 12ha

潤ヶ野

八野

大野原開田 109ha

尾野見

伊崎田

伊崎田相撲

山重

野神

有明

有明支所

野井倉開田 590ha

蓮原

蓮原開田 430ha

通山

原田古墳群

地下式横穴墓、短甲出土

5世紀末、大和政権と深い結びつき

香祭

夏井陣岳区

お釈迦まつり

志布志みなとまつり

気候変動に伴う自然災害、津波による災害の懸念

開田事業 シラス台地の崖下には数多くの出水があり、この出水を利用して水田を開くことが早い時期から行われていたと懸われる。【志布志町誌】

日本遺産 「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群『薩(ふもと)を歩く』」

構成文化財；志布志龍、志布志城跡、地頭反屋跡、志布志龍庭園（天水氏庭園）、志布志龍庭園（福山氏庭園）、志布志龍庭園（平山氏庭園）、清水氏庭園、鳥浜氏庭園、津口番所跡、玉満寺跡、大慈寺

公共交通機関や医療の不足

環境文化

田の神さあ

山神さあ

水神さあ

供養松

笠祇神社

角地蔵

やちやく秋の陣祭

新橋

神舞

伊崎田相撲

ふるさとづくり委員会

21の校区公民館、360の自治会

ふるさとづくり委員会

環境文化

田の神さあ

山神さあ

水神さあ

供養松

笠祇神社

角地蔵

1.人口動向分析

①人口減少の主な要因は、若い世代の流出、②昭和60年～平成27年（30年間）の人口減少率は志布志地域 16.9%、有明地域 15.9%、松山地域 26.8%、③平成27年から令和元年にかけてすべての地区で減少。特に四浦地区、森山地区、田之浦地区、潤ヶ野地区は15%超え、④死亡数が出生数を上回る「自然減」と転出が転入を上回る「社会減」の状態が続いている

2.課題 若い世代の人口確保

3.今後の施策効果を想定した人口推計 令和42年25,085人（国立社会保障・人口問題研究所推計では令和42年15,784人）
「志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン令和2年3月改訂版」より）

2-3 志布志市のすがた（社会－土地利用等）

土地利用、国有林及び鳥獣保護区の状況



土地利用(平成26年度)

土地利用種別	色
田	黄色
その他の農用地	淡黄色
森林	緑色
荒地	茶色
建物用地	赤色
道路	灰色
鉄道	黒色
その他の用地	淡青色
河川地及び湖沼	水色
海岸	黄褐色
海水域	青色
工場場	緑色

国有林
 国有林

都道府県指定鳥獣保護区
 保護区分
 鳥獣保護区

日南海岸国立公園の区域については、P51 に表示しています。

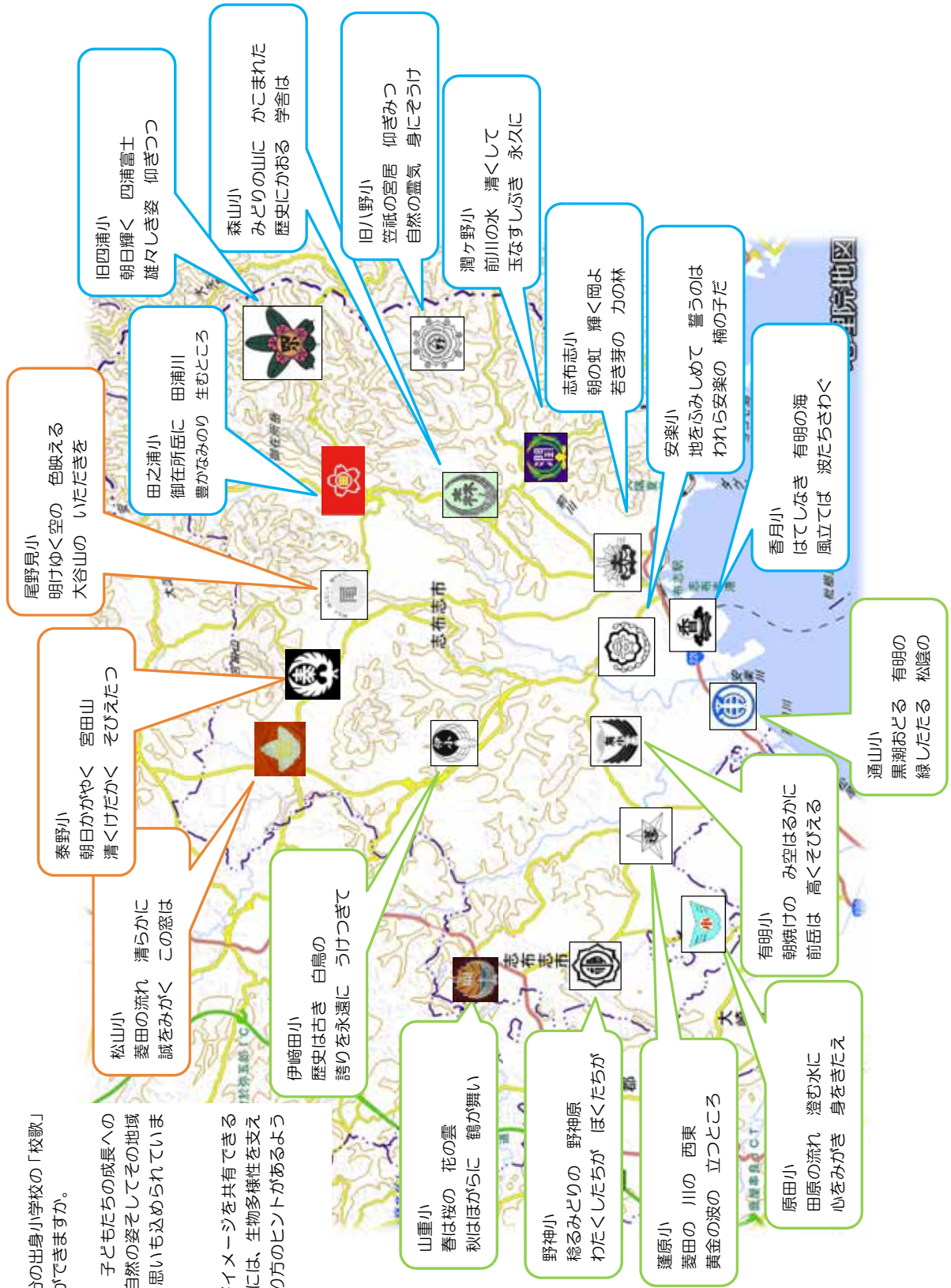
2020年06月26日
 この図は「環境アセスメント
 データベース」で作成しました

2-4 志布志市のすがた（小学校の校歌・校章）

皆さんは、自分の出身小学校の「校歌」を思い出すことができますか。

「校歌」には、子どもたちの成長への思いとともに、自然の姿そしてその地域の自然に対する思いも込められています。

地域の誰もがイメージを共有できる「校歌」「校章」には、生物多様性を支える地域社会のあり方のヒントがあるように思えます。



2-5 志布志市のすがた（昔の暮らし）



昭和47年の大浜海岸

これまで、志布志市の生物多様性の現状を見てきましたが、昔の暮らし（50年～60年前）はどうだったのでしょうか。生物多様性の保全と持続可能な利用についてヒントがあるかもしれません。

(1) 自然環境・遊び

- 子どもは、山と川が遊び場だった。山車を作って坂道で遊び、けがをしたときは蓮汁を塗った。
- カブトムシ、クワガタ、タマムシ、オニヤンマなどの虫を捕まえた。竹で竹トンボや竹馬を作り遊んだ。スキー用ソリも作り草原で滑り遊んだ。先輩が遊びを教えてくれた。
- 夏休みの宿題で、昆虫や植物の採集があった。小学校にはプールがなかったもので、近くの川で授業があった。運動会は裸足だった。
- 春はツワ、ワラビ、野イチゴ、秋はアケビ、ウベ、シイの実、グミ、クリを食べた。タツの実（イヌビワの実）、ムクの実を食べた。
- 川には、フナ、ナマス、ウナギ、ドジョウ、イモリ、サワガニなどが多かった。山本郎ガニ、ダマ（川エビ）を獲って食べた。獲った魚などは「ゆるい（囲炉裏）」の周りに刺し「火ほかし」にして食べた。
- 河岸には、小さな穴がいろいろある生き物がいた。
- 田んぼの土手にへびが多く、田んぼには、メダカ、ドジョウ、ナマス、タカメ、ゲンゴロウシなどが普通にいた。田んぼは、夜になるとトノサマガエルの大合唱があった。
- 海岸砂浜では、ハマグリ、ナンズグがたくさん獲れた。
- 通山地区の医師会立有明病院近くに葦田川及び安楽川に通じる約2haの通称フイコ（古い池）があり、多くの生き物がいた。子どもたちの遊び場にもなっていた。冬場、そのフイコにカモ類が飛来してきた。カモ猟が行われていた。
- 山重にナベツルが飛んできていた（昭和30年頃まで）。
- セスナ機でお店の宣伝をしていた。映画館の宣伝カーが走っていた。
- 東京オリンピックは、小学校の体育館を見た。
- 月光飯面や赤胴鈴之助が流行っていた。

(2) 食習慣

- 山菜（タラの芽、ワラビ、ゼンマイ、タケノコ、クサギ、ミョウガ、ヤマイモ、キクラゲなど）やイノシシ、ウサギの獣肉を食べていた。
- お茶、漬物、甘酒、こんにゃく、豆腐、しょうゆ、みそ、あくまきやカカロン団子などの菓子は自家製だった。
- ミカン、キンカン、ピワ、柿などは家の近くに植えてあった。
- ドクダミやゲンショウコを薬草としていた。
- 朝昼晩、みそ汁だった。からいも飯を食べた。焼酎は量り売りだった。稲の収穫後、田んぼでタミナを獲り、湯がきして食べた。
- 自分の家で作った物を食べていた。安全な野菜や生き物を安心して食べていた。
- 学校から帰ると、おにぎり、梅干、ラッキョウを食べた。菜園のキュウリやトマトも食べた。

(3) 生活習慣

- 水は、近くの水源から汲んで担いで、また井戸を掘り汲んで使用していた。風呂の水くみが大変だった。
- 「ひねるとジャー」、水道の通水（昭和20・30年代に整備）はうれしかった。
- 風呂とトイレは、家の外にあった。
- ガスが普及する（昭和30年代）までは、エネルギー源は薪（たきぎ）だった。薪を使って、ご飯をたき風呂を沸かしていた。
- 薪は木を伐採しコダクツ（短く切り）て、裂いた竹やカンネンカズラ（クス）で束にして運搬し、牛小屋の2階に保存していた。
- スギ・ヒノキの枯れ枝は薪にしたので、スギ・ヒノキ山はよく管理されていた。
- 冬場は山から木を切り出し斧で割り薪を作った。その薪は軒下に積み、乾燥させながら使った。
- 小学生から一労働者で、朝牛馬の草切りに行った後学校に行った。夏は学校から帰ったら、かなりの草取りだった。
- 稲取りが済んでからは、出稼ぎが多かった。
- 海岸沿いでは、私の枯葉を焚きつけに、枝そして流木を燃料としていた。
- 松の枯葉を集めるとその下に「松露」が見つかった。松で臼を作った。
- 軒下に氷柱（つらら）が下がる日があった。霜の降りる日も今よりも多かった。
- 昭和30年代から、エネルギー源が薪炭から化石燃料に変わったことで荷馬車がトラックに代わり、またバイクや乗用車が急増した。
- 国鉄志布志線・大隅線（昭和62年廃止）が走っていた。
- 旧暦の8月15日には、「8月踊り」が行われた。やぐらを組み、その上で笛太鼓そして唄を唄っていた。朝まで踊っていた。青年（二七）が中心になっていた。
- 青年団が「六月灯」を開催していた。十五夜で相撲を取り、からいもや里芋を食べた。
- 結婚式・葬式は自宅で行った。葬式は自治会総出で行われ、穴掘りと揚げ豆腐は男性の役目で、女性は食事を用意した。2日かかっていた。料理は手伝った人が家に持ち帰る分まで用意された。各世帯お米を持ち寄った。
- 苗取りや田植えは結いで行い、子どもは苗配りをした。
- 皆等しく豊かでなかったから、助け合いをしなければ生きていけなかった。
- 「道づくり」や「溝こしたえ」、「川にしたえ」があった。
- 集落内の人と人のつながりがあった。隣が各自治会にあり、打数で寄合や災害を伝えていた。
- クリスマスケーキを食べたことはなかった。
- お年玉をもらうことはなかった。正月は特に初詣に行くことはなかった。
- 網元・網子の関係があった。

(4) 産業

- 牛馬を使って鍬（すき）で耕し、結いで田植えをし、鎌で刈り取り、脱穀機で粃（もみ）にした。ワラも牛馬の食用はもとより他の農作業に使ったので貴重だった。
- ほとんどの家に牛馬か豚がいた。その牛馬に土手の草を食べさせるため、土手の草切りは競争だった。竹で籬を作りその刈り取った草を入れ、背負って帰った。牛馬への給餌は刈り取ってきた草をワラキリで切り与えた。牛馬が引く荷車があった。
- 志布志町稚児松に家畜市場（昭和49年に今の曾於中央家畜市場（曾於市）に統合）があった。
- 主に稲、でんぷん用甘藷、菜種、麦、粟、桑、葉たばこ、桑、ミカンなどを栽培していた。
- 稲の2期作のところもあった。陸稲を作っていたが、肌に触れるとかゆかった。
- 家畜の糞はもちろろん人糞も堆肥として畑にまいていた。堆肥作りコンクールが開催されていた。耕作放棄地はなかった。セイタカアワダチソウやハリビコなどの外来植物は侵入していなかった。
- 八田（はちだ）網漁をしていた。昭和30年代までは、地曳（ぢひき）網漁があった。昭和40年代に入って、バッチ網漁や底曳網漁をした。イワシやアジが主だった。昭和47年は志布志港の漁獲高は2000トンを超えた（平成30年度65トン）。
- 「フエンはいーやはんどかい」と言いながら、リヤカーで、売りさばいた。
- 川沿いにはでんぷん工場があった。そのでんぷん粉は志布志港から出荷されていた。
- 高度成長とともに建設工事、土木工事が多くなった。
- 映画館があった。多くの小売店があり、駄菓子屋もあった。都まんじゅうがおいしかった。



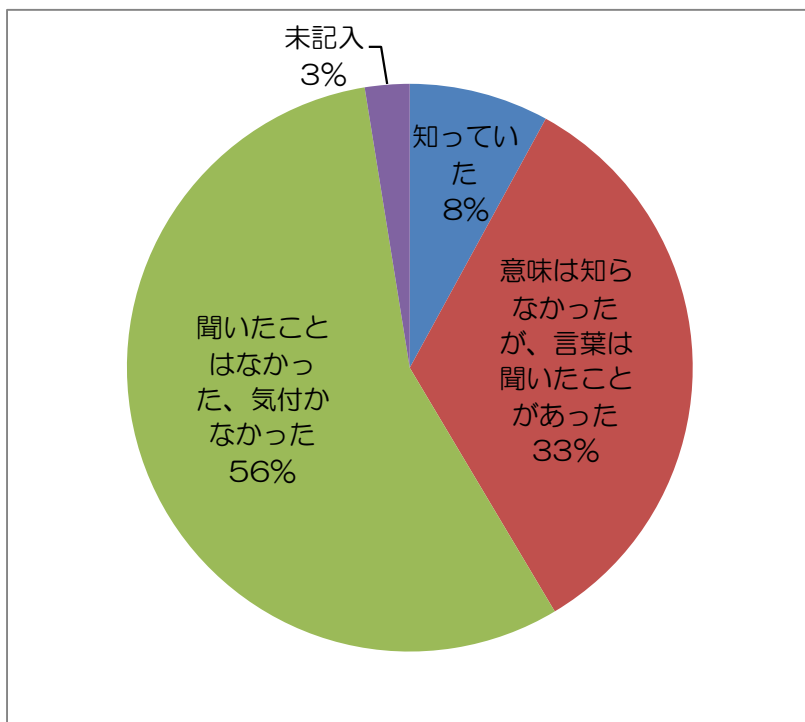
昭和30年代の志布志家畜市場

2-6 志布志市のすがた（市民の意識）

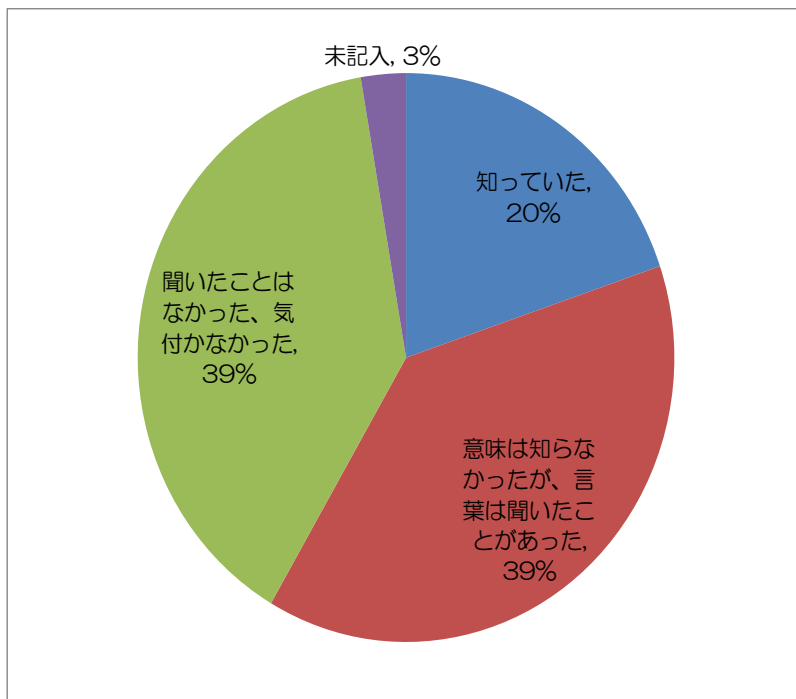
平成30年度に、①小中学生②一般市民そして③事業所の3つに分けて、環境全般のアンケートを実施しましたが、その中で、

あなたは「生物多様性（せいぶつたようせい）」の言葉の意味を知っていますか。
 という質問をしました。この質問の回答が次のとおりでした。

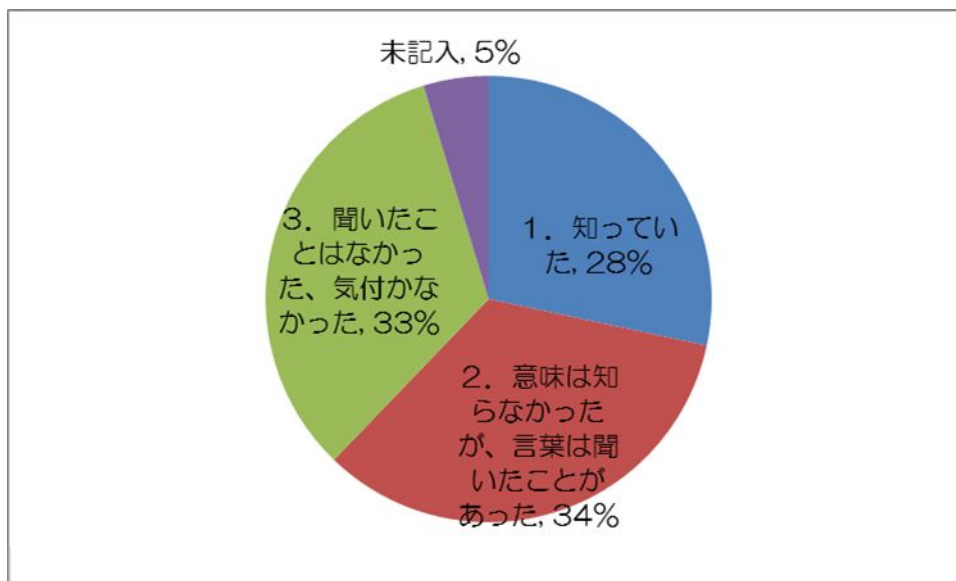
①小中学生（市内全小学4年生から中学3年生まで、回答率86.4%）



②一般市民（16歳以上の市民2,000人、回収率36.9%）



③事業所（市内200社へ、回答率 63.5%）



このほかにも次のような関連のアンケート調査結果でした。

＜小中学生へ＞どのような環境のまちになったらよいと思いますか？（複数回答）

1.空気のきれいなまち	44%
2.水のきれいなまち	38%
3.美しい風景のまち	30%

山や川など自然の中で遊んでいる・・・あまりしていない全くない 43%

＜一般市民へ＞あなたが主に関心をもっている環境問題は何ですか。（複数回答）

1.気候変動	60%
2.生態系及び農作物への影響	44%
3.廃棄物やリサイクルの問題	43%
4.温暖化に伴う健康被害	37%
5.水質汚濁、地下水・土壌汚染	33%
6.大気汚染（PM2.5 問題を含む）	31%
7.放射性物質の利用と廃棄	20%
8.騒音・振動・悪臭	17%
9.マイクロプラスチック問題	13%
10.環境に対する社会的責任	12%
11.生物多様性の保全	7%

＜事業所へ＞貴事業所は、環境への取組みと事業活動のあり方について、どのように考えますか。

1.社会貢献のひとつと考えている	57%
2.今後の業績を左右するひとつとして取り組んでいる	20%
3.法規制等をクリアするレベルでよいと考えている	12%
4.ビジネスチャンスと位置付け、積極的に取り組んでいる	9%

2-7 志布志市のすがた（課題）

これまで、志布志市の生物多様性の現状を見てきましたが、いくつかの課題が見えてきました。以下にまとめます。

2-7-1 生物多様性の言葉が浸透していません

「生物多様性国家戦略 2012-2020」の中に一つの基本戦略として「生物多様性を社会に浸透させる」とありますが、2-5 志布志市のすがた（市民の意識）でも分かるように、平成 30 年度のアンケート結果から「生物多様性の意味を知っていた」と回答したのは、小中学生で 8%、一般市民で 20%、事業所で 28%でした。

生物多様性の危機への対処に必要な取組を強化・充実していくことも必要ですが、ものを大切にする、食べ残しをしない、動植物に関心をもつ、菜園で野菜を育てる、ポイ捨てをしないなど私たちの日頃の行動も生物多様性の保全と持続可能な利用につながります。

市民一人ひとりの日常の暮らしや各種団体などで生物多様性について考えたり、意識して、行動に移していくことが重要です。



ハスの上で休息するヤマトタマムシ（有明町蓬原 ふいやしき公園）
主にエノキの葉を食べます。

2-7-2 開発による種の減少、生息・生育地の減少があります

戦後、広葉樹から針葉樹への植林変更、森林や農地の他の土地利用への変更、土地の基盤整備、宅地やゴルフ場の開発、海岸海面の埋立などの開発行為により、生態系は大きく損なわれてきました。河川では、防災の観点からコンクリート護岸の設置などの改修が進められ、多くの自然河川が失われてきました。

そのような中、食料・農業・農村基本法や改正土地改良法に基づき、平成22年3月に「志布志市農村環境基本計画」が策定されました。農業農村整備事業を実施する際は、計画段階から、農業・農村の多面的機能の発揮や環境との調和への配慮に対応するため、環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針を明確にした上で、事業を実施していくとするものです。その後の農地の基盤整備事業においては生物多様性への配慮がなされるようになっていきます。しかし、過去の開発の影響は今日もなお残っています。

近年再生可能エネルギーの固定価格買取制度（再生可能エネルギーで発電した電力を電力会社が一定価格一定期間買い取ることを国が約束する制度）も相まって、太陽光パネル設置が市内にも多くみられます。生物多様性の第4の危機である「地球環境の変化による危機」の対策のため、再生可能エネルギーの普及は急務ですが、多様な動植物が生息・生育する森林を皆伐、そして整地し、太陽光パネルを設置するという行為を通して生物多様性の第1の危機である「開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少」を引き起こすことは、避けなければなりません。

また、国有林をはじめとして、戦後営々として整備を重ねた人工林は成熟過程に入り、伐期を迎えています。その際林道・作業道が造られますが、そのことにより土砂災害になったり、生態系ネットワーク^{*P85}が遮断されたり、希少な動植物の生息・生育地が絶滅するようなことがあってはいけません。

そのため、生態系にできるだけ影響が出ないように設置場所及び工法を検討していかなければなりません。

『生態系ネットワーク』とは、

それぞれの生物の生態特性に応じて、生息・生育空間のつながりや、適切な配置が確保されること。

2-7-3 広葉樹林の減少、里地里山^{*P84}などの手入れ不足があります

里地里山^{*P84}とは、水田や薪炭林、茅場などとして、長年にわたり人為的に管理され、利用されてきた二次的な自然環境の広がる地域を指します。このような里地里山^{*P84}には、このような自然環境を好む生きものが数多く生息・生育しています。

しかし、人口減少、高齢化、農林業の担い手の減少、さらにはエネルギー源が薪炭から化石燃料へ転換されたことにより、里地里山^{*P84}の手入れが不足してきています。

志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和2年3月改訂版）によると、①松山地域や四浦地区、田之浦地区、森山地区、潤ヶ野地区の人口減少率が高くなっている②産業別就業人口は、昭和60年と平成27年を比較したら就業者数全体で20.6%減となっており、特に第一次産業人口は55.9%減と減少幅が大きくなっている③農林業の高齢化が進んでおり60歳以上の就業者が半数を超えていると報告しています。今後の志布志市の人口について、国立社会保障・人口問題研究所は令和42年に15,784人と推計していますが、市は人口を増やすための各種施策を導入し令和42年には25,085人にしたいとしています。

広葉樹林の減少と里地里山^{*P84}の手入れ不足は、イノシシをはじめとした鳥獣による被害にもつながっています。



雑木林に入り込んでいるモウソウチク

2-7-4 特定外来生物^{*P85}の侵入が見られます

20ページの「2-1 志布志市のすがた（環境―市内で確認されている外来生物^{*P84}）」で示したとおり、市内でも特定外来生物^{*P85}を含め多くの外来生物^{*P84}が確認されています。

国及び鹿児島県は、多くいる外来種^{*P84}の中から特に注意が必要な外来種^{*P84}について、国は「生態系被害防止外来種リスト」、鹿児島県は「鹿児島県外来種リスト」を作成しています。市内で確認されている特定外来生物^{*P85}は下表の6種ですが、国及び鹿児島県の位置付けは、次のとおりです。

市内で確認されている特定外来生物 ^{*P85} の国及び鹿児島県における位置付け				
種	カテゴリー			
	国		鹿児島県	
ウシガエル(動物、両生類)	総合対策外来種	重点対策外来種	防除対象種	重要防除種
カダヤシ(動物、魚類)		重点対策外来種		重要防除種
ハイイロゴケグモ(動物、その他節足動物)		緊急対策外来種		緊急防除種
オオキンケイギク(植物、陸生植物)		緊急対策外来種		一般防除種
オオフサモ(植物、水生植物)		緊急対策外来種		重要防除種
ボタンウキグサ(植物、水生植物)		緊急対策外来種		重要防除種

国「総合対策外来種」・・・国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害を及ぼしている又はその恐れがあるため、防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要

国「緊急防除外来種」・・・対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要がある

国「重点対策外来種」・・・甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い

鹿児島県「防除対象種」・・・本県に影響を及ぼす外来種^{*P84}のうち、県内に定着しており、防除対象及び普及啓発が必要な種

鹿児島県「緊急防除種」・・・本県に大きな影響を及ぼしており、緊急に防除対策が必要な種

鹿児島県「重要防除種」・・・本県に大きな影響を及ぼしており、防除対策について検討が必要な種

鹿児島県「一般防除種」・・・本県に影響を及ぼしており、防除対策について検討が必要な種

なお、市内では上記特定外来生物^{*P85}以外にも「鹿児島県外来種リスト」の中で、「緊急防除種」に指定されているアカミミガメ、スクミリンゴガイそしてホテイアオイが確認されています。生態系等への被害を防止するための対策が必要です。

一方、市では平成26年度から「子どもたちに安全な遊び場の提供」を目指して、公園、運動広場及び各学校においてメリケントキンソウの駆除にこれまで取り組んできましたが、その撲滅には至っていません。引き続き取り組む必要があります。

2-7-5 気候変動への適応が必要です

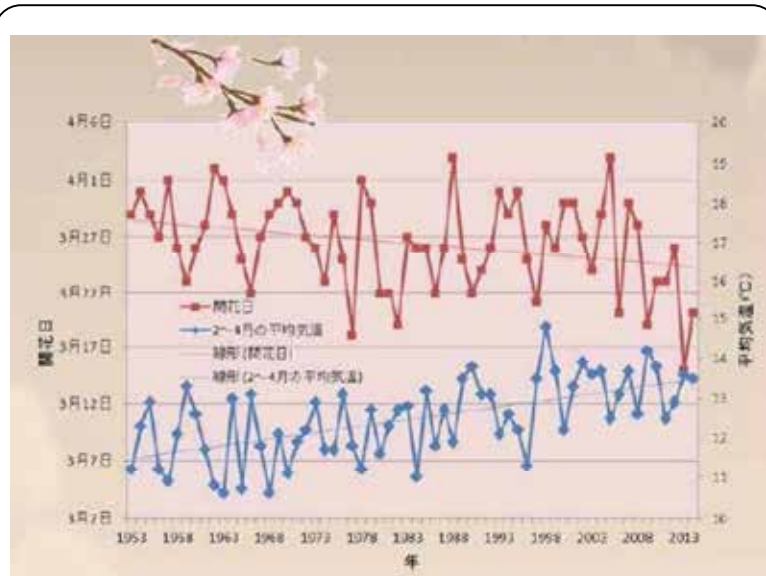
17 ページ志布志市のすがた(環境)でも紹介したように、志布志市を含め南九州でも温暖化が進行しています。

右に紹介するように生態系にも温暖化の影響は出てきています。台風の巨大化や豪雨の発生も増加すると見込まれています。

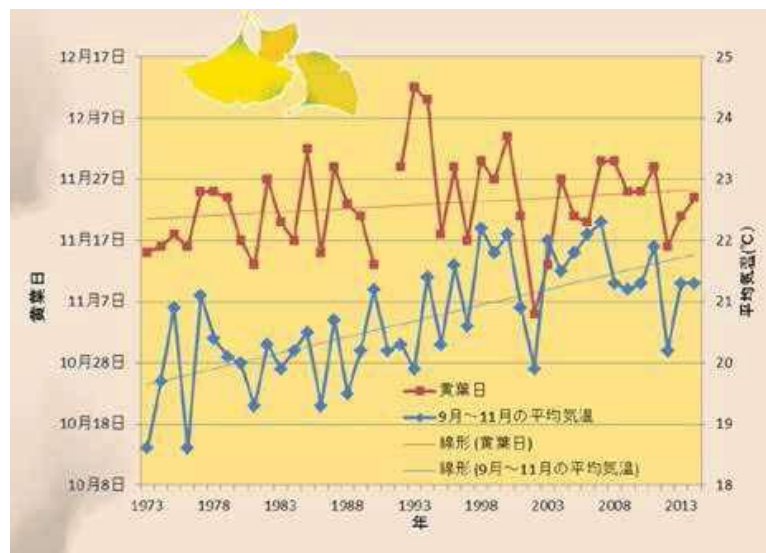
平成 30 年 12 月に「気候変動適応法」が施行され、温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)は車の両輪とし、適応策が法的に位置付けられました。

鹿児島県はこの法律の施行を待たずして平成 30 年 3 月に「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」を策定し、この中に気候変動適応法第 12 条に規定する「地域気候変動適応計画」を、「第 6 章気候変動の影響への適応」として盛り込んでいます。

鹿児島県はこの計画書で、「農業、森林・林業、水産業」、「自然生態系」など 7 分野に分け、気候変動の影響を評価し、その適応策を明らかにしています。この計画に沿って対策をとることが大切です。



鹿児島島のさくらの開化が長期的に早まっています。



鹿児島島のイチョウの黄葉が長期的に遅くなっています。

【資料：鹿児島地方気象台ホームページ】

1 章
2 章
3 章
4 章

第3章 地域戦略を考える

これまでの章で、「生物多様性」と「志布志市のすがた」を確認してきました。

この章では、生物の多様性の保全と持続可能な利用を図っていくために、どのような考え方でそしてどのようなことをしていいたらよいかを考えます。



3-1 対象とする地域

志布志市生物多様性地域戦略の対象とする地域は、志布志市全域とします。

1
章

2
章

3
章

4
章



陣岳から志布志湾を望む

3-2 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

策定5年後には中間評価と必要な改定を行うとともに、10年後には、自然的・社会的な状況の変化を踏まえ、本計画の全面的な見直しを行うものとします。



農業用水のため池（有明町伊崎田）

ため池は、農業用水の水源と利用されるほか、野生生物へ生息・生育環境を提供しています。

3-3 基本理念 「共生」と「循環」そして「継承」

国の生物多様性国家戦略では、国家戦略の理念を次のように掲げ、そして説明しています。

「自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

私たちに豊かな恵みをもたらす自然、また時として脅威となり得る自然に対し、感謝と畏敬の心を持って接すること、また人が自然の一部であることを理解することは重要です。その上で、自然のバランスを崩さず、将来にわたりその恵みを受けられることができるよう、共生と循環に基づく自然の理（ことわり）に沿った活動を選択することが重要です。

そのためには、自然を次の世代に受け継ぐ資産と捉え、その価値を的確に認識して、自然を損なわない、持続的な経済を考えていくことが必要です。

こうした自然と人とのバランスのとれた健全な関わりを社会の隅々に広げていくことにより、自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくっていかねばなりません。

鹿児島県は、生物多様性鹿児島県戦略（2014-2023）で、「共生」と「循環」を基本理念としています。この基本理念は、人間は他の生物や将来の世代と公平に、資源を分けあって節度を持って生きるべきであるという価値観・倫理観を呈示するものだとしています。

第2次志布志市総合振興計画（2017-2026）では、「“志”あふれるまち」を基本理念とし、「継承」「共生・協働・自立」「活力」「挑戦」の4つの理念を持って取り組むとしています。

第2次志布志市環境基本計画（2020-2029）では、「良好な環境の次世代への継承」「持続可能な社会の構築」「地球環境保全」「協力・連携」の基本理念の下、ビジョンとして「美しい地球を子どもたちに ものを大切に人を大切に、そして誰一人取り残さない」とし、さらに行動の基準を「環境にやさしいか」としています。

上記の関連する計画と志布志市の生物多様性の現状そして目指すべき姿を考え、この地域戦略の基本理念は、「共生」と「循環」そして「継承」とします。

「共生」とは、人間は自然の一部であり共に生き、共存していこうとする考えです。日本の伝統的自然観に通じるものです。

「循環」とは、人間を含む生きもののつながりを象徴する言葉で、物質だけでなく命も循環しているのだという考えです。

「継承」とは、生物の多様性の保全と持続可能な利用を次の世代につなげていこうとする考えです。

この戦略に基づく個々の施策や取組は、常にこの理念に基づいて実施します。

3-4 基本目標 生物多様性の主流化を図り、新たな「自然と共生する社会」の実現

第1章で述べたように、私たちは自然（生物多様性）から4つの生態系サービス（自然の恵み）を受け存在しています。しかしながら、時として自然は大きな災害をもたらす生命や財産を奪うことのある恐ろしい存在でもあります。この相反する2面性のある自然に対し、私たちは畏敬の念を持ち自然の恵みをいただき、自然と順応して、自然と共に暮らしてきました。

一方、利便性・利潤を求め、大量生産・大量消費・大量廃棄をしてきました。結果として、日本全体でも鹿児島県でも、そして市内においても都市部への人口集中が起こり、農山漁村部では少子高齢化、後継者不足が進んできました。

志布志市環境基本計画では、環境・経済・社会の統合的向上、そして「地域循環共生圏」の創造を図ることを基本方針とし、地域資源を再認識し、活用していくとしています。

生物多様性鹿児島県地域戦略の基本目標は、新たな「自然と共生する社会」の実現です。

第2章で志布志市の現状を見て、次の5つの課題を整理しました。

- ①生物多様性の言葉が浸透していません
- ②開発による種の減少、生息・生育地の減少があります
- ③広葉樹林の減少、里地里山^{*P84}などの手入れ不足があります
- ④特定外来生物^{*P85}の侵入が見られます
- ⑤気候変動への適応が必要です

これらの課題を解決すべく市民全体の基本目標を、「生物多様性の主流化を図り、新たな『自然と共生する社会』の実現」とします。

「生物多様性の主流化」とは、生物多様性の保全と持続可能な利用が、国、地方自治体、事業者、NPO・NGO、国民などの様々な主体に広く認識され、それぞれの行動に反映されることです。



耕運した田にサギが群がる（志布志町安楽）

3-5 志布志市の将来像

前項の基本目標である「生物多様性の主流化を図り、新たな『自然と共生する社会』の実現」を図っていきますが、この戦略の計画期間が終わる10年後と中長期的(30年後～50年後)な志布志市のあるべき姿をイメージとして、以下に示します。

<2030年(10年後)の志布志市のイメージ>

- ①市民誰もが、生物多様性の重要性を理解し、行動しています。
- ②重要地域を保全し、自然のつながりを取り戻しています。
- ③生物多様性の情報を蓄積・共有し、生態系が守られています。
- ④生物多様性を支え、生物多様性に支えられた環境文化を継承しています。
- ⑤生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換しています。



<2050年～2070年の志布志市のイメージ>

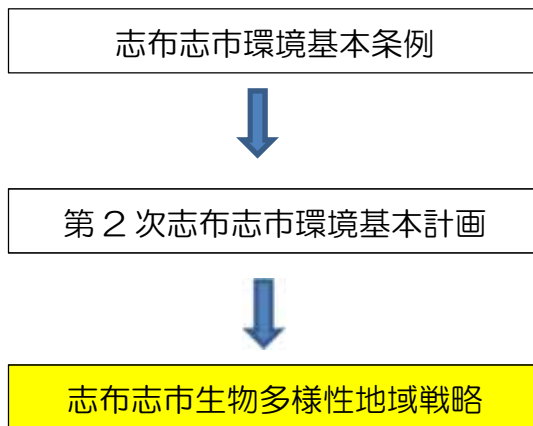
- ①市民は、「共生」と「循環」そして「継承」の理念の下、生物多様性の保全と持続可能な利用を考えて行動し、みんな仲良く楽しく生活しています。
- ②市民はものを大切に人を大切に、そして誰一人取り残さないという意識を持ち、行動しています。
- ③子どもたちは、魚釣りや昆虫採集など自然の中で遊ぶ姿がよく見られ、また伝統行事などへ積極的に参加しています。また親子で生き物や自然に触れ合う機会が増えています。
- ④耕作放棄地が見直され、人の手により生物多様性の保全が図られています。そして地域社会も維持され、地域の伝統文化や伝統行事、知恵・技術が受け継がれています。
- ⑤里地里山の整備や生態系ネットワーク^{*P85}づくりにより、野生生物の生息・生育地の連続性が確保されています。水生生物は河口から中流上流へ自由に移動できています。
- ⑥鳥獣の保護管理により、鳥獣被害は激減しています。イノシシやタヌキ等に対して適切な被害対策や個体管理が行われ、人との共存が図られています。また森林には実のなる広葉樹が多く植えられています。
- ⑦事業活動は、生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮した生産活動やサービスを実施し、生き活きと展開されています。
- ⑧生物多様性の保全及び持続可能な利用を中心とした農林水産業への取組、交通・情報基盤などのインフラ整備そして福祉保健教育の充実も相まって、志布志市に住みたいという者が増え、人口が3万人を超えています。
- ⑨市民、事業者、そして各種団体が楽しく生き活きとしている様子を、見学したい又は体験したいという者が多くおり、エコツーリズム^{*P84}、グリーンツーリズム^{*P84}そしてブルーツーリズム^{*P86}が盛んです。
- ⑩在来の生態系を乱す外来種^{*P84}の侵入や駆除が積極的に行われ、外来種^{*P84}の増加を防いでいます。また、希少になった生き物や生態系に、個別の保護対策が進められています。
- ⑪農業は生物多様性の保全に配慮した生産方法がなされ、多くの生き物と触れ合うことができます。
- ⑫民家や学校・保育園にはビオトープ^{*P85}があり、たくさんの生物が生息・生育し、小さな環境学習の場となっています。

3-6 他の計画との整合性と位置付け

生物多様性の確保に関係する計画は以下のとおり策定されていますので、これらの計画と整合性を保っていきます。

	国際合意、法律・条例・計画等
平成 23 年	鹿児島県環境基本計画（県）
平成 24 年	生物多様性国家戦略 2012-2020（国）
平成 26 年	特定外来生物被害防止基本方針（国） 生物多様性鹿児島県地域戦略（県） 鹿児島県動物愛護管理推進計画（県）
平成 27 年	持続可能な開発のための 2030 アジェンダ採択（国際） 水循環基本計画（国） 生態系被害防止外来種リスト作成（国）
平成 28 年	鹿児島県外来種リスト作成（県、平成 29 年改正）
平成 29 年	鹿児島県外来種対策基本方針（県） 第 2 次志布志市総合振興計画（市）
平成 30 年	鹿児島県地球温暖化対策実行計画「第 6 章気候変動の影響への適応」（県） 第 5 次環境基本計画（国）
令和元年	指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害防止に関する条例(県) 指定外来動植物被害防止基本方針（県）
令和 2 年	志布志市ひと・まち・しごと創生人口ビジョン（市） 第 2 次志布志市環境基本計画（市）

位置付けとしては、志布志市環境基本条例第 8 条に基づく第 2 次志布志市環境基本計画を補完するものです。



3-7 生物多様性の保全是持続可能な開発目標（SDGs^{*P86}）の根幹

2015年（平成27年）9月に、持続可能な世界を実現するために17のゴールと169のターゲットから構成される持続可能な開発目標（SDGs^{*P86}）が国連総会で採択されました。

SDGs^{*P86}は、人類の誰もが豊かで安全な暮らしを将来に渡って継続的に営めることを目的にしています。

生物多様性の保全是次の6つの目標に関連しますが、SDGs^{*P86}の根幹に関わっています。

2030年までに達成することを目指しています。全ての人が協力連携することが大切です。



第4章 地域戦略を進める



前章で、地域戦略の基本を考えました。
この章では、生物多様性の保全と持続可能な利用について具体的にどのように展開し、進めていくかを考えます。そして、だれがどんな役割をしていくかを考えます。

4-1 各主体の役割と連携・協働

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関わる課題に「みんな一緒になって」取り組むことは言うまでもありませんが、中心になっていく主体又は関係する主体を〈市民〉、〈事業者〉、〈各種団体〉そして〈行政機関〉の4つに区分して、それぞれ役割を果たしていくことにします。

4-1-1 市民の役割

市民は、生物多様性の保全と持続可能な利用が日常の暮らしと密接な関わりがあることを認識して行動するとともに、自然と触れ合い、自然の恵みを体験することで、豊かな生物多様性を実感することが重要です。また、生物多様性の保全活動や市民参加で行われる調査への参加、生態系サービス利用者として生物多様性に配慮した商品・サービスの選択・購入や生物多様性の保全の取組を進める事業者を積極的に支持することなどは、生物多様性の主流化を促進させるとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用に大きく貢献することになります。

例えば、旬のものを「味わう」、自然や生きものに「ふれる」、自然の素晴らしさを「伝える」、保全活動に「参加する」、環境配慮商品を「買う」といった行動を日常の中で実践することが大切です。

また、高齢者は、これまでの経験等を活かして、人と自然とが共生していた姿や生活の様子、自然災害の歴史や経験、生物多様性に育まれた伝統的な知識や知恵、文化、遊び、風習、技術を子どもたちなどに分かりやすく伝えることが期待され、また定年退職などで職業を離れた中高年層は、定年帰農への参画や社会での豊かな経験、知識、技術を活かした活躍など、生物多様性を保全する地域コミュニティの担い手として期待されます。さらに、若者は、若者自身が持つ意欲や行動力、創造力によって、生物多様性の保全活動のほか、生物多様性の主流化に向けた原動力となる力を持っており、次世代の担い手として期待されます。また、生物多様性の主流化を進めていくには女性の参画も不可欠と言えます。

こうした各主体間、各年齢層の自発的な取組と連携や協働による取組が相まって進んでいくことが、生物多様性の損失を止めることにつながります。

4-1-2 事業者の役割

事業者は、生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮した生産活動、原材料の確保や商品の調達・製造・流通・販売のほか、販売後における消費者の利用時・使用後の廃棄・回収・再利用、保有している土地や工場・事業場の敷地での豊かな生物多様性の保全、生物多様性の保全や持続可能な利用に資する技術の開発・普及、技術者や人材の育成、投資や融資を通じた生物多様性の保全への配慮、生物多様性に関する情報開示など、様々な場面で生物多様性との関わりがあり、生物多様性に配慮した事業活動を進めていくことが大切です。このことが事業者自身の活動や消費の持続可能性のためにも必要です。

社会貢献活動は、地域との連携につながります。

社会貢献活動は、地域との連携につながります。

また、異業種や異分野間でのビジネスや技術開発など、従来の産業構造の枠を超えた新たなパートナーシップによる生物多様性分野での改革は、事業者のイメージを向上させることにつながる可能性や新たな事業となる可能性があります。

4-1-3 各種団体の役割

市内の各種団体は、各校区公民館やふるさとづくり委員会などの地域を縁とした団体、生物多様性の保全を目的とした団体、農産物販売促進を縁とした団体、趣味を縁とした団体、あるいは同種事業者の推進を縁とした団体等があります。これらの団体の活動において、生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮した取組、事業推進を行うことが大切です。

例えば、自治会の花見では自然の恩恵を語り伝え、使い捨て容器は使わない・食べ残しはしないことなどの取組、農産物販売促進を縁とした甘しょ部会ではマルチは適正に処理することなどの取組があります。

この取組が市民へ広がり生物多様性の主流化につながり、ひいては各種団体の活動・事業推進につながっていくこととなります。

4-1-4 行政機関の役割

国及び県の施策と呼応しながら、この地域戦略を着実に進めます。

市民、事業者及び各種団体との連携・協働を促進し、基本目標である生物多様性の主流化を図り、新たな「自然と共生する社会」の実現を目指していきます。

また、学校・教育機関の役割として、環境学習や自然体験を通じて身近な自然にふれあい、生物多様性の保全を学ぶ機会を継続的に設けることや、行政、NPO、各種団体など、多様な主体と連携することが大切です。

4-2 基本目標「生物多様性の主流化を図り、新たな『自然と共生する社会』の実現」を するための行動

この地域戦略は、この地域戦略が基本目標とする「生物多様性の主流化を図り、新たな『自然と共生する社会』の実現」を図るため3-5 志布志市の将来像で示した<2030年（10年後）の志布志市のイメージ>に沿って、具体的な取組を進めることにします。

<2030年（10年後）の志布志市のイメージ>【再掲】

- ①市民誰もが生物多様性の重要性を理解し、行動しています。
- ②重要地域を保全し、自然のつながりを取り戻しています。
- ③生物多様性の情報を蓄積・共有し、生態系が守られています。
- ④生物多様性を支え生物多様性に支えられた環境文化を継承しています。
- ⑤生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換しています。



コアシサシ（国：絶滅危惧Ⅱ類、鹿児島県：絶滅危惧Ⅰ類）

全長およそ28cm、翼開長およそ53cm。

毎年4月頃に繁殖のために飛来し、5月から7月にかけて営巣します。

一時期飛来は確認できませんでしたが、令和2年は通山海岸に100羽以上が飛来し、営巣も確認されました。

この時期はウミガメも上陸産卵します。コアシサシの営巣場所やウミガメの産卵場所に近づかないなどの配慮が必要です。

1 章
2 章
3 章
4 章

4-2-1 「市民誰もが生物多様性の重要性を理解し、行動しています。」を実現するための行動

(1) 普及啓発

「人が存在すること、そして人と自然がつながっていること」の認識を高めていくには、自然（生物多様性）への関心を持ってもらうことが大切です。

<主な取組>（中心になっていく主体に◆をつけています）

- ①「生物多様性」という言葉とその意味を市民、事業者及び各種団体（以下、「市民等」といいます。）に周知します。また生物多様性の保全はSDGs^{*P86}の根幹です。生物多様性の保全を中心とした取組によってSDGs^{*P86}達成に向けて取り組みます。

<市民、事業者、各種団体、◆行政機関>

指標1「生物多様性の認知度」

小中学生	6%
市民	20%
事業者	28%
（平成30年度実施アンケート結果より）	



小中学生	
市民	各80%
事業者	
（令和12年度）	

- ②自然環境や地球環境など、生物多様性に関する情報の収集・提供に努めます。
<市民、事業者、各種団体、◆行政機関>
- ③生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するため、「志布志市生物多様性センター」（仮称）を設置し、市内の生物多様性に関する情報の収集・蓄積を図るとともに学習の拠点とします。
<市民、事業者、各種団体、◆行政機関>
- ④市民等は、SDGs^{*P86}及び生物多様性の重要性を理解し、行動します。
<◆市民、事業者、各種団体>

(2) 環境教育・学習

人と自然（生物多様性）とのつながりに対する認識を高め、具体的な行動を促していくため、志布志市の生物多様性がどのような状況にあるか、どのような課題があるかについての理解を深める必要があります。

<主な取組>

- ①学校において、地域の自然体験活動や環境教育活動を通して、生態系や種の多様性への理解を深め、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての学習を推進します。
<◆行政機関>
- ②市民の生物多様性の保全と持続可能な利用についての意識向上のため、「志布志市生物多様性センター」（仮称）を窓口として、体験的な学習を推進します。
<事業者、◆各種団体、行政機関>
- ③「環境フェア」を開催し、生物多様性の重要性を含む現在の環境問題について市民全体で考える機会とします。
<市民、事業者、各種団体、◆行政機関>



開田の里公園と農業歴史資料館

(3) 参加・体験

人と自然（生物多様性）とのつながりに対する理解は、知識だけでなく実体験が大切です。

平成 30 年度実施した市内小中学生のアンケートでも、「山や川など自然の中で遊んでいる」との間に「あまりしていない・全くしていない」と 43%の児童生徒が回答しています。

子どもたちが自然に関心を持ち、生物多様性の保全と持続可能な利用の認識向上につなげていくためには、きっかけづくりとしての生物多様性の恵みとふれあう自然体験や環境学習の機会を提供する必要があります。

<主な取組>

①市民等は「志布志市生物多様性センター」（仮称）に集い、SDGs^{*P86}や生物多様性に係る講演会や学習会そして「環境フェア」に積極的に参加します。

<◆市民、事業者、各種団体>

②市民等は森林ボランティアに参加するなど多様な主体による森林づくりに参加します。

<◆市民、事業者、各種団体、行政機関>

③市内で収穫される農畜水産物、風景、歴史、製造業、暮らしなどを、生物多様性をキーワードに連携し、グリーンツーリズム^{*P84}やブルーツーリズム^{*P86}を推進します。

<◆事業者、各種団体、行政機関>

④自然とふれあいながら自然を学ぶエコツーリズム^{*P84}など、志布志市の自然を生か

- した体験型観光を促進します。 <◆事業者、各種団体、行政機関>
- ⑤豊かな自然を活用したエコツーリズム^{*P84}や森林・海洋療法などの「癒し」、里地里山^{*P84}での暮らしなど「自然との共生」をテーマにしたライフスタイルなどを情報発信します。 <市民、事業者、各種団体、◆行政機関>
- ⑥各地区のふるさとづくり委員会は生物多様性の保全と持続可能な利用に関する活動を行います。 <市民、◆各種団体、行政機関>
- ⑦環境美化活動である「マイロードクリーン大作戦」や「おじゃったもんせクリーン大作戦」へ参加します。 <◆市民、事業者>
- ⑧生物多様性鹿児島県地域戦略において位置付けしている「生き物を指標とした地域づくりの推進（『一村一生物』運動）（仮称）」を推進します。 <市民、事業者、◆各種団体、行政機関>

生き物を指標とした地域づくりの推進（「一村一生物」運動（仮称））

「一村一生物」運動（仮称）とは、市町村（自治会、学校等）ごとにシンボル（象徴/指標）となる生物を選定し、市民参加型でその生物の生息・生育環境を保全する活動を行っていこうとする運動です。特定の種の保護だけでなく、その背景にある生物多様性も視野に入れた取組となり、自然と共生する地域づくりになっていけばよいと考えています。なお、この運動は地域の象徴的な在来生物^{*P84}だけでなく、伝統野菜、自然とかかわる伝統文化・慣習なども対象とし、自治体に限らず自治会や学校などでの取組も推奨するとしています。

(4) 人材育成

生物多様性に関する活動を進めるためには、生物多様性について知識を有し、保全活動に対して適切に指導できる人材を育成・確保する必要があります。

<主な取組>

- ①生物多様性に関する学習や保全活動に対し、指導や助言を行う者の人材バンクづくりを推進します。 <市民、◆行政機関>
- ②生物多様性鹿児島県地域戦略において位置付けしている「生物多様性版プロボノ（専門家ボランティア）制度の創設」を推進します。 <◆市民、行政機関>

生物多様性版プロボノ（専門家ボランティア）制度の創設

鹿児島県は、生物多様性について、広く浸透するための普及啓発、地域の特性に応じた保全と持続可能な利用等を促進するため、高い専門的スキルや知識を有する人材によるボランティア活動の推進を図るとしています。

4-2-2 「重要地域を保全し、自然のつながりを取り戻しています。」を実現するための行動

(1) 重要地域の保全

生物多様性の保全のためには、国、県及び市が指定している天然記念物をはじめ重要な地域を保全していくことが必要です。

ア 日南海岸国定公園

本市の海岸線の一部及び枇榔島は、下図のとおり日南海岸国定公園に指定されています。海域は「普通地域」ですが、陸域は「第2種特別地域」に指定され、風致景観を維持するため工作物を新築するなどの行為について、自然公園法に基づき都道府県知事が規制を行っています。

また、夏井海岸や通山押切海岸には、アカウミガメの上陸産卵、コアシサシの飛来営巣、そしてクロツラヘラサギの飛来があります。

<主な取組>

- ①アカウミガメの上陸産卵時期（5月～8月）の前に海岸清掃を市民に呼びかけるとともに、海洋プラスチック問題に対応するため、定期的に海岸清掃を実施していきます。

<◆市民、事業者、各種団体、行政機関>
- ②国際的にアカウミガメ、コアシサシ、クロツラヘラサギは国際希少野生動植物に指定されていますので、その保護を図るためその時期は「車乗り入れ禁止」などの措置を取ります。

<各種団体、◆行政機関>
- ③日南海岸国定公園の保全については、国・県・市と情報を共有・連携します。

<◆行政機関>
- ④河口干潟には、ゴカイ、ハゼ、貝類、カニ類、エビやこれらを捕食する水鳥や魚などの重要な生息地となっていることから現況を調査し、保全策を講じます。

<◆市民、各種団体、行政機関>



イ 生物多様性の観点から重要度の高い海域に抽出されている「都井岬・志布志湾周辺」

環境省は、海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に資することを目的に、平成 23 年度から 3 年をかけて「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を抽出しました。沿岸域では 270 か所、沖合表層域では 20 か所、沖合海底域では 31 か所が抽出され、「都井岬・志布志湾周辺」も沿岸域の一つとして抽出されています。

安楽川河口に現在多目的広場が整備されていますが、整備される以前は大きく湾曲し大きな干潟がありました。

＜主な取組＞

- ①この海域が抽出された意義とともに生物多様性の保全と持続可能な利用に関する普及啓発等を推進します。 ＜市民、◆行政機関＞



＜特徴＞宮崎県日南市の栄松・大島周辺から志布志湾にかけての海域である。栄松地先沿岸は多年生アマモの南限である。都井岬周辺沿岸の藻場はタマナシモクが優占する（宮崎水試研報、2013）。九州南部では藻場の消失が著しく、貴重なガラモ場である。本城川河口～千野川河口の河口干潟には、多様な塩生植物に加え、タケノコカワニナ、ハザクラガイ、フトヘナタリなどの希少種が生息する（環境省、2001）。また、都井岬から志布志湾にかけての浅い海（水深 100m 以浅）は、亜熱帯大陸性の（南シナ海の沿岸にいるような）魚類相が太平洋側で唯一見られる海域である。また、志布志湾は非常に生産性が高く漁業活動も盛んである。志布志湾の河口干潟のある河口域ではシオマネキ、ハクセンシオマネキが多産する。日本在来のハマグリ健在産地でもある（環境省、2001）。

【環境省ホームページより】

1997 年から「新若浜地区」の埋立工事が始まり、安楽川河口干潟がなくなりました。

亜熱帯性植物が群落する枇榔島



石油備蓄基地の建設及び志布志港防波堤延伸に伴い、志布志湾の環境も変わりました。開発も自然の保全も人の生活には必要です。この写真は、開発に伴う環境評価の重要性を示しています。

ウ 天然記念物

市内には、下記表のとおり、国、県又は市指定の天然記念物があります。

志布志市の特別天然記念物と天然記念物

区分	種別	名称	指定年月日
国	特別天然記念物	枇榔島亜熱帯性植物群落	昭和31年7月19日
	天然記念物	志布志の大クス	昭和16年11月13日
		志布志のカワゴケソウ科植物生育地	平成22年2月22日
		志布志市夏井海岸の火砕流堆積物	平成24年9月19日
県	天然記念物	カワゴケソウ科	昭和29年3月15日
市	天然記念物	白鳥神社の広葉杉	昭和44年4月1日
		鍋のおがたま	昭和52年4月21日
		馬庭のイチイガシ	平成13年9月19日
		宝満寺跡池上の楠	平成29年4月26日
		柳井谷（やねだん）のバクチノキ	平成31年3月27日
		上門水源殿（うえんかどみけんどん）のフクロハイゴケ群生地	令和2年6月29日

<主な取組>

- ①「文化財保護法」で指定された国指定天然記念物及び「鹿児島県文化財保護条例」で指定される県指定天然記念物の指定の保護を図るとともに、「志布志市文化財保護条例」に基づき、必要に応じて市指定天然記念物として指定し、その保護を図ります。

<◆市民、事業者、各種団体、行政機関>



市天然記念物
柳井谷（やねだん）のバクチノキ

エ 平成の名水百選「普現堂湧水源」

水環境保全の一層の推進を図るため、環境省は平成 20 年 5 月「平成の名水百選」を発表し「普現堂湧水源」も選定されました。市内には「普現堂湧水源」を含めて 42 か所の湧水地点が確認されています。

<主な取組>

- ①湧水（地下水）の保全と合わせて生物多様性の保全と持続可能な利用に関する普及啓発等を推進します。 <市民、各種団体、◆行政機関>
- ②湧水地周りの生物の生息・生育調査を行い、保全に向けた取組を推進します。 <市民、各種団体、◆行政機関>



親水公園と蓬の郷

親水公園には、上池、中池そして下池がありますが、その水源は「普現堂湧水源」です

(オ) 特定植物群落

国は、(1) 原生林又はそれに近い自然林、(2) 稀な植物群落又は個体群などの基準によって学術上重要な群落、保護を要する群落等を「特定植物群落」として選定しています。市内には、次の5群落を選定されていますが、これらの群落を保全していくことが大切です。

- ①前川及び安楽川のカワゴケソウ科個体群
- ②枇榔島のピロウ林
- ③志布志湾奥のクロマツ林
- ④志布志湾奥の砂丘植物群落

<主な取組>

- ①この特定植物群落を選定された意義とともに、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する普及啓発等を推進します。 <市民、◆行政機関>



コウボウムギ
通山海岸



ハマゴウ
通山海岸



ハマナタマメ
通山海岸



ハマオトモ
夏井海岸



ハマヒルガオ
夏井海岸



ハマボウフウ
通山海岸

特定植物群落「志布志湾奥の砂丘植物群落」の一部です

(2) 自然再生と生態系ネットワーク*P85の形成

戦後の急激な経済成長の中で、社会経済環境が大きく変化し、開発による野生動植物の生息・生育の場の減少や分断、環境の悪化などによる生物多様性の危機が進行しています。志布志市も例外ではありません。

このため、過去の開発等で損なわれた自然環境について、自然再生によって地域特有の自然環境をよみがえらせていく必要があります。

また、自然再生を行う場合は、多様な生き物の生息空間となっている自然環境を有機的につなぎ、生態系ネットワーク*P85の形成に留意することが必要です。

自然再生は、自然自身の持つ回復力を生かすことを基本とし、時間をかけて本来の生態系を取り戻していくこととなります。私たちは、その力が最大限に発揮できるよう環境整備を行うとともに、目標とする生態系が取り戻せるようモニタリングを続け、その結果を踏まえ取組内容を柔軟に見直すという順応的な態度で臨んでいくことが必要です。

利便性、快適性、安全性そして利潤を追求した現代社会においては、生活水準を大きく落とす昔のような自然共生社会に戻すことは容易なことではありません。その地域に残る環境文化に学び、新しい知恵や科学技術の力をうまく利用して生物多様性の主流化を図ることが、新しい「自然と共生する社会」の実現につながっていきます。

<主な取組>

- ①農業用排水路やため池については、地域住民の理解・参画を得ながら、魚道の整備など生態系に配慮した整備を推進します。 <◆事業者、行政機関>
- ②市民の生活に密接なかかわりを持つ里山等の森林で、生活環境や生物多様性等の保全に不可欠な森林、優れた自然景観を形成する森林等については、森林の構成を維持しつつ、広葉樹の導入など樹種の多様性を増進する施策を推進します。 <市民、事業者、◆行政機関>
- ③自然災害やオニヒトデによる捕食被害など、非人為的に自然環境が悪化した地域については、自然の持つ復元能力を極力活用しながら、必要に応じて、植生の保全・再生対策や景観の保全・修復対策を実施します。 <◆事業者、行政機関>
- ④自然の再生を行う際は、生態系ネットワーク*P85形成の観点配慮するようにします。 <市民、◆事業者、各種団体、行政機関>

生態系ネットワーク*P85とは、

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながること。

(3) 多様な生態系の保全と回復

志布志市には、森林、里地里山^{*P84}（水田、畑）、河川、海岸そして海。多様な生態系があり、多様な野生動植物が存在しています。

一方、戦後の急激な経済成長の中で、社会経済環境が大きく変化し、開発による野生動植物の生息・生育の場の減少や分断、環境の悪化などによる生物多様性の危機が進行しています。このため、それぞれの場所でその場所に応じた生態系の保全と回復に取り組む必要があります。

市内には 3%前後の遊休農地がありますが、その遊休農地を含めた農地の周りの草木・ため池・水路などには、カエルやトンボなどの生物や植物にとって良好な生息・生育環境となっていることが多く、この価値を市民一人ひとりが認めていくことも必要です。

鳥獣対策として、防護柵の設置や捕獲等と併せて、生活や農林業を伴う地域住民の働きかけを通じて形成・維持されてきた里山の保全再生などの取組も必要です。

また、面的整備、道路整備（林道を含む）又は用排水路整備など各種整備事業等導入に伴う環境配慮対策として、事業対象区域や計画路線における生態系の調査や景観調査の結果に基づき、生物多様性の保全に配慮した計画→設計→施工を検討することが必要です。



オキナグサ（国カテゴリー絶滅危惧Ⅱ類、県カテゴリー絶滅危惧Ⅰ類）









有明町吉村

<主な取組>

ア 森林、里地里山*P84（水田、畑）

- ①里地・棚田等の維持保全活動を促進し、豊かな自然環境を有する地域づくりを促進します。 <◆市民、事業者、各種団体、行政機関>
- ②市民の生活に密接な関わりを持つ里山等の森林で、生活環境や生物多様性等の保全に不可欠な森林、優れた自然景観を形成する森林等については、森林の構成を維持しつつ、広葉樹の導入など樹種の多様性を増進する施策を推進します。【再掲】 <市民、事業者、◆行政機関>
- ③地域全体で維持していくことが必要と認められる里山の森林については、間伐や下払いなど適正な整備・保全を推進します。 <◆市民、各種団体、行政機関>
- ④地域特性や立地条件を生かした森林整備や遊歩道、標識などの付帯施設整備を推進します。また、水源涵養機能等の公益的機能を発揮させる必要のある森林については、関係機関と協議し、保安林指定を推進します。 <市民、事業者、各種団体、◆行政機関>
- ⑤松くい虫等による森林被害を防止するため、関係機関と連携し、被害木の伐採駆除及び松くい虫抵抗性苗木の導入等を実施し、松林の保護を図ります。 <市民、◆行政機関>

松くい虫の被害発生メカニズムと防除手法

	春	夏	秋	冬	
発生メカニズム	 <p>5月～7月に羽化したカミキリが線虫を体内に入れて樹体内から脱出</p>	 <p>カミキリ成虫が樹枝の皮を食べる(後食)時に、線虫がマツの樹体内に侵入</p>	 <p>樹体内で線虫が増殖し、マツが衰弱</p>	 <p>夏～秋にかけて衰弱したマツにカミキリが産卵</p>	 <p>ふ化した幼虫は樹皮下で成長し、成熟した幼虫が材内の蛹室で越冬</p>
防除手法	<p><薬剤散布による防除> (春～)</p>  <p>羽化脱出直後のカミキリの成虫が健全なマツを後食するのを防ぐため、航空機を利用した薬剤散布や地上散布等を実施</p>	<p><伐倒駆除> (秋～春)</p>  <p>枯死したマツの樹体内にカミキリの幼虫を駆除するため、羽化脱出前までに被害木を伐倒。薬剤によるくん蒸や破碎・焼却等を実施</p>	<p><樹幹注入> (冬)</p>  <p>健全なマツの樹体内での線虫の増殖を防ぐため、樹幹注入剤を施用</p>		

注1) 発生メカニズムについて、被害の発生時期などは地域の気候等によって異なるため、おおよその季節を記載している。
 注2) 「カミキリ」とは「マツノマダカカミキリ」を、「線虫」とは「マツノザイセンチュウ」のことをそれぞれ指す。

【資料：林野庁ホームページ】



キオビエダシャクの幼虫（左）と成虫（右）

⑥キオビエダシャクやケブカトラカミキリによるイヌマキやクロマダラソテツシジミによるソテツへの食害が発生しています。またヤシオオオサゾウムシによるフェニックスへの食害が発生しています。効果的な対策を検討します。

＜市民、各種団体、◆行政機関＞

⑦遊休地解消のため、農業委員会による農地のあっせん等により農地の保全に努めます。

＜◆行政機関＞

⑧有機農業^{*P86}への取組を推進します。

＜◆事業者、行政機関＞

⑨GAP^{*P86}（農業生産工程管理）第三者認証制度、有機 JAS 制度^{*P86} 及び IPM^{*P86}（総合的病害虫防除・雑草管理）を推進します。

＜◆事業者、行政機関＞

⑩家畜排泄物の適正な管理を推進します。

＜◆事業者＞

- ⑪ 「多面的機能支払交付金事業」を受けている団体は所期の目的を達成するため積極的な活動を行います。

高めよう 地域協働の力！

<◆各種団体>

令和2年度 多面的機能支払交付金を受けている団体

番号	団体名	農地面積 (ha)
1	野井倉下段地区環境保全協議会	55
2	伊崎田鍋ふるさとを守る会	53
3	野井倉南部保全協議会	189
4	八野地区環境保全協議会	97
5	大野原環境保全協議会	108
6	水土里サークルてのもんそ会	45
7	梅崎地区環境保全会	6
8	東谷環境保存会	6
9	安楽地区水土里保全協議会	48
10	早稲田地区環境保全協議会	19
11	新橋東地区環境保全協議会	33
12	宮下地区環境保全協議会	15
13	蓬原西部地区保全協議会	100
14	本村地区環境保全会	10
15	桃木・中村地区環境保全会活動組織	10
16	大久保地区保全組合	34
17	前畑地区環境保全会	25
18	柳井谷環境保全会	18
19	栗ノ木環境保全協議会	7
20	志布志松山地区広域協定	468
21	水土里サークル中村農地保全会	9
22	新橋西地区環境保全協議会	26
23	山重地域資源保全協議会	96
24	野井倉北部環境保全協議会	74
合計	24 団体	1,552

「多面的機能支払交付金」を受けている団体とは、

農業の有する多面的機能の発揮を促進する法律に基づき、農業・農村の有する多面的機能（国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など）の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を受けている団体のことです。令和2年度は、上記の24団体が活動しています。

- ⑫各地区のふるさとづくり委員会は生物多様性の保全と持続可能な利用に関する活動を行います。【再掲】
 <市民、◆各種団体、行政機関>

令和2年度 ふるさとづくり委員会の事業概要

地区名	事業概要（地域自ら行う事業）
新橋	①美しい景観づくり事業②石蔵利活用活性化事業③イルミネーション事業ほか
泰野	①そばづくり体験事業②いけん湖周辺の草払い・清掃・防護柵の設置③ホテル育成環境づくり
尾野見	①おのおのみ焼き（野焼き）事業②大統川整備事業③大谷山整備事業ほか
東区	①花壇維持管理事業②前川浄化事業③竹灯籠づくりほか
夏井・陣岳区	取組なし
帖五区	①環境美化事業②公園整備事業③親子ふれあい会ほか
志布志区	①竹灯籠づくり②青少年育成事業『浜っ子学園事業』③地蔵まつり事業ほか
香月	①街道整備事業②三世代交流事業③もちつき大会ほか
安楽	①そばづくり②安楽城周辺整備事業③景観整備事業ほか
森山	①ビューが丘公園の維持管理②クリスマス会への支援③ゲートボール場への安全管理
田之浦	①ふるさと交流館周辺整備事業②御在所岳登山道等整備事業③景観整備事業ほか
四浦	取組なし
潤ヶ野	①前川清流公園整備事業②文化財整備事業③伝統文化継承活動ほか
八野	①八野ふるさと祭りの実施②桜園の管理③荒廃農地の整備ほか
伊崎田	①霧岳山森林公園整備②休耕田等再利用促進事業
有明	①アジサイ植栽事業②祝敬老ふれあい元気まつりの開催
通山	①海岸松林内及び道路等の環境保全及び環境美化活動②通山郷土史販売③ふるさとづくりマップ移設
蓬原	①ふいやしき公園整備事業②ふいやしき周辺の環境整備
野神	①焼酎づくり事業②野神ロード花いっぱい運動③秋祭りの実施事業ほか
原田	①原田校区秋祭りの開催②環境整備事業
山重	①清水グラウンドゴルフ場の芝管理②花壇整備③親子グラウンドゴルフ大会開催ほか

- ⑬各種整備事業等導入に伴う環境配慮対策として、事業対象区域や計画路線における生態系の調査や景観調査の結果に基づき、環境配慮対策の検討（回避するか、最小化するか、軽減するか、代償するか）を行い、生物多様性の保全に配慮した計画→設計→施工を検討します。 <市民、◆事業者、各種団体、行政機関>
- ⑭生活排水対策については、合併処理浄化槽への転換又は農業集落排水事業への接続を推進します。 <◆市民、行政機関>
- 指標 2「汚水処理人口普及率」



- ⑮長い年月にわたる人と自然との関わりにより形成されてきた里地里山^{*P84}の豊かな自然環境の保全に努めます。 <◆市民、事業者、各種団体、行政機関>
- ⑯ごみの不法投棄・ごみの野焼きを防止するため、市民・事業者への啓発、パトロールの強化などを実施します。 <市民、事業者、各種団体、◆行政機関>



【資料：鹿児島県環境保全協会ホームページより】

イ 河川

- ①特に自然の状態では保全されている水辺は、可能な限り適正に保全します。
＜◆市民、行政機関＞
- ②多様な自然環境に配慮した溪流づくりを行い、自然環境との調和を図ります。
＜市民、◆各種団体、行政機関＞
- ③公共水域及び地下水の水質保全を図るため、定期的に水質検査を実施し、環境基準の達成維持に努めます。
＜市民、事業者、◆行政機関＞
- ④河川浄化対策連絡協議会の活動を通して、情報を共有し河川の水質浄化に取り組みます。
＜市民、事業者、◆各種団体、行政機関＞
- ⑤家畜排泄物の適正な管理を推進します。【再掲】
＜◆事業者＞
- ⑥ウナギ養殖業については、「内水面養殖管理指針」や「鹿児島県小規模事業場等排水対策指導指針」を順守します。
＜◆事業者＞
- ⑦生活排水対策については、合併処理浄化槽への転換又は農業集落排水事業への接続を推進します。【再掲】
＜◆市民、行政機関＞
- ⑧国指定天然記念物「志布志のカワゴケソウ科植物生育地」の生育調査をします。
＜◆市民、行政機関＞
- ⑨ごみの不法投棄・ごみの野焼きを防止するため、市民・事業者への啓発、パトロールの強化などを実施します。【再掲】
＜市民、事業者、各種団体、◆行政機関＞



カワゴケソウ



ウスカワゴロモ

1 章
2 章
3 章
4 章

ウ 海岸、海

①砂浜・干潟、藻場などの自然海岸は、可能な限り適正に保全するとともに、当該地域の環境浄化能力や多様な生息・生育環境の確保に努めます。

＜市民、◆行政機関＞

②サンゴ礁を保護するために、オニヒトデの駆除に努めます。

＜各種団体、◆行政機関＞

③アカウミガメの上陸産卵時期（5月～8月）の前に海岸清掃を市民に呼びかけるとともに海洋プラスチック問題に対応するため、定期的に海岸清掃を実施していきます。【再掲】

＜◆市民、事業者、各種団体、行政機関＞

④日南海岸国定公園の保全については、国・県・市と情報を共有し、そして連携します。

＜◆行政機関＞

⑤海岸が「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に抽出された意義とともに、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する普及啓発等を推進します。

＜◆市民、行政機関＞

⑥生活排水対策については、合併処理浄化槽への転換又は農業集落排水事業への接続を推進します。【再掲】

＜◆市民、行政機関＞

⑦ごみの不法投棄・ごみの野焼きを防止するため、市民・事業者への啓発、パトロールの強化などを実施します。【再掲】

＜市民、事業者、各種団体、◆行政機関＞

エ 街中（まちなか）

①公園の適正な管理を行います。

＜市民、各種団体、◆行政機関＞

②公共施設の緑化を積極的に推進するとともに、緑化に当たっては、風土に合った樹種の植栽や生態系ネットワーク*P85が図られるなど、生物の生息・生育に適した環境となるよう配慮します。

＜◆市民、事業者、各種団体、行政機関＞



夏井海岸のプラスチックごみ

1 章
2 章
3 章
4 章

4-2-3 「生物多様性情報を蓄積・共有し、生態系が守られています。」を実現するための行動

(1) 生物多様性情報の収集・蓄積・共有

生物多様性の保全と持続可能な利用のためには、現状を的確に把握・整理し、生態系を守っていくことが大切です。

そのため、調査研究等により、生物多様性についての科学的かつ客観的なデータを収集するとともに多様な主体が持っている情報の共有化を行い、具体的な対策に活かすための仕組み作りが必要です。

<主な取組>

①生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するため、「志布志市生物多様性センター」（仮称）を設置し、市内の生物多様性に関する情報の収集・蓄積を図るとともに学習の拠点とします。【再掲】 <市民、事業者、各種団体、◆行政機関>

②市民が主体となった野生動植物のモニタリングを行い、この情報を蓄積し今後の生物多様性の保全と持続可能な利用につなげていきます。

<◆市民、各種団体、行政機関>

指標 3 「市民が主体となった野生動植物モニタリング数」



魚市（志布志港）

(2) 外来種^{*P84}への対応

経済・社会のグローバル化に伴い、人やモノの移動が活発になり、飛行機、船、トラック等の輸送手段を介して、生物そのものの持つ本来の移動能力を超えて移動できるようになりました。

このことに伴い、今まで生息・生育していた在来種^{*P84}に大きな影響を与え、生物の多様性を脅かしています。国内の他の地域から導入される外来種^{*P84}も問題になっています。

市内でも 20 ページで示したように、ウシガエルやオオキンケイギク等の特定外来生物^{*P85}をはじめ多くの外来種^{*P84}が生息・生育しています。

このため、志布志市の生物多様性にとって、生態系等に対し侵略的な影響を及ぼすおそれのある外来種^{*P84}の侵入・定着を未然に防ぐことが重要です。なお、自分で飼養している愛玩動物や栽培している植物についても外来生物^{*P84}となって被害をもたらさないよう適切に管理し、逸出を防ぐことが必要です。

既に定着している外来生物^{*P84}は、計画的・効果的に対策を進めることが必要です。

<主な取組>

- ①市は市民へ「外来種^{*P84}被害予防三原則」の周知を図り、市民はこの原則を守ります。 <◆市民、事業者、各種団体、行政機関>
- ②鹿児島県は、今後の外来種^{*P84}対策における基礎資料とするため、「鹿児島県外来生物リスト」を作成しています（平成 28 年 3 月）。さらに、平成 31 年 4 月に「指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例」を施行し、鹿児島県の生態系、農林水産業や人の生活に悪影響をもたらす、あるいはもたらすおそれのある外来動植物を特に指定（令和 3 年 3 月 1 日現在 20 種）し、鹿児島県の生態系に係る被害を防止しようとしています。これに積極的に協力していきます。 <◆市民、事業者、各種団体、行政機関>
- ③学校・公園のメリケントキンソウの撲滅を図ります。民有地について市民に駆除活動を積極的に呼びかけます。 <市民、事業者、各種団体、◆行政機関>
- ④市は愛玩動物の適正な飼養を啓発し、市民は適正な飼養を行います。 <◆市民、事業者、各種団体、行政機関>

外来種*被害予防三原則	
1 入れない	悪影響を及ぼすおそれのある外来種*を入れない
2 捨てない	飼育・栽培している外来種*を捨てない
3 拡げない	すでに野外にいる外来種*を他地域に拡げない

1章

2章

3章

4章

鹿児島県外来種リストのうち、志布志市で確認されている外来種^{*P84}

鹿児島県は、県の生態系、農林水産業や人の生活に悪影響をもたらす、あるいはもたらすおそれのある外来種^{*P84}の問題について実態を把握し、今後の外来種^{*P84}対策における基礎資料とするため「鹿児島県外来種リスト」を作成しています。このリストには、661種の外来種^{*P84}が記載されています。影響（侵略性）等ごとに「防除対策種」、「重点啓発種」、「定着予防種」、「産業管理種」そして「その他外来種」に区分されています。

なお、防除対象種とは、鹿児島県に影響を及ぼす外来種^{*P84}のうち、県内に定着しており、防除対策及び普及啓発が必要な種のことです。対策の優先度等に基づき、さらに緊急防除種、重要防除種、一般防除種の3つに細区分されています。

市内で確認されている防除対策種と産業管理種のコイを次に掲載します。

1-1 防除対策種/緊急防除種 22種類

生物群	由来別	種（類）	法的整理
爬虫類	国外	アカミミガメ	県指定外来動植物(全域)
その他の節足動物	国外	ハイイロゴケグモ	特定外来生物 ^{*P85}
陸産貝類・淡水汽水産貝類	国外	スクミリンゴガイ	
維管束植物	国外	ホテイアオイ	県指定外来動植物(全域)

1-2 防除対策種/重要防除種 52種類

生物群	由来別	種（類）	法的整理
両生類	国外	ウシガエル	特定外来生物 ^{*P85}
汽水・淡水産魚類	国外	カダヤシ	特定外来生物 ^{*P85}
その他節足動物	国外	アメリカザリガニ	県指定外来動植物(全域)
陸産貝類・淡水汽水産貝類	国外	タイワンシジミ種群	県指定外来動植物(全域)
維管束植物	国外	ボタンウキクサ	特定外来生物 ^{*P85}
	国外	シマトキンソウ	
	国外	オオフサモ	特定外来生物 ^{*P85}

1-3 防除対策種/一般防除種 74種類

生物群	由来別	種（類）	法的整理
哺乳類	国外	ドブネズミ	
爬虫類	国外	クサガメ	
汽水・淡水産魚類	国外	グッピー	
陸産貝類・淡水汽水産貝類	国外	サカマキガイ	

生物群	由来別	種（類）	法的整理
維管束植物	国外	ムシトリナデシコ	
	国外	イチビ	
	国外	アメリカイヌホオズキ	
	国外	メリケンムグラ	
	国外	ブタクサ	
	国外	オオブタクサ	
	国外	ハリビユ	
	国外	ケシ	
	国外	カラクサガラシ	
	国外	オオキンケイギク	特定外来生物 ^{*P85}
	国外	セイタカアワダチソウ	
	国外	メリケントキンソウ	県指定外来動植物(全域)
	国外	オオオナモミ	
	国外	シナダレスズメガヤ	
	国外	タカサゴユリ	
	国外	ヒメジョオン	
国外	ハルジオン		

2 重点啓発種（本県に定着しており、遺棄・導入・逸脱防止等のための重点的な普及啓発が必要な種）401 種類

3 定着予防種（本県においてまだ定着が確認されておらず、導入の予防や水際での監視、発見した場合の早期防除等が必要な種）27 種類

4 産業管理種（利用時の逸脱等防止のための適切な管理に重点をおいた普及啓発を行う種）27 種類

生物群	由来別	種（類）	法的整理
汽水・淡水産魚類	国内	コイ	県指定外来動植物(特定地域)

5 その他外来種^{*P84}（本県への影響がない種）58 種類 合計 661 種（類）

(3) 野生生物等の保護管理

野生生物は生態系を構成する重要な要素であることから、普通に見られる種から希少な種まで、多様な野生生物が将来にわたって存続するように、その生息・生育地の適正な保護と管理を進めることが重要です。

近年、イノシシ等の鳥獣による生態系への影響や農林業への被害が深刻になっていることから、鹿児島県はイノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害の未然防止又は減少を図ることにより、人とイノシシの適切な関係を構築することを目的に、「第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画」を策定しています。この計画の中で、農林産物の被害額を管理目標に設定し、県全体で令和3年度には、50%減少（平成27年度の5か年平均と比較）となる被害額約1億円以下を管理目標としています。

市も平成29年度に「志布志市鳥獣被害防止計画」を策定し、3年ごとの見直しを行い、現在令和3年度から令和5年度の計画を立て、被害防止対策を推進中です。

また、平成30年9月以降、他県において各地で野生イノシシにおけるCSF（豚熱）の感染が拡大しており、注意しなければなりません。

さらに、生物多様性に大きな影響を与えるおそれのある野鳥や家きんでの高病原性鳥インフルエンザへの対応や、適正なペットの飼養などの取組も進めていく必要があります。

希少野生生物の保護については、その種の分布、生息・生育などの状況を把握し、種の特性や減少要因等の状況に応じた対策を講じるとともに、その生息・生育環境と個体の保護数のバランスを考慮した対策を講じていくことが必要です。

<主な取組>

ア 野生鳥獣の保護管理

- ① 捕獲と被害防止対策を総合的に推進し、イノシシ等による農林業被害額の軽減に努めます。

<市民、各種団体、◆行政機関>



イノシシの被害を受けた畑（令和2年、有明町伊崎田）

- ②有害鳥獣対策のため、狩猟免許取得への助成、小型箱わなの貸し出しなどを実施します。 <市民、各種団体、◆行政機関>
- ③農地に放置される収穫残渣の再資源化を検討します。 <事業者、◆行政機関>
- ④多様な野生生物が将来にわたって存続するように、その生息・生育地の適正な保護と管理を進めることの重要性を市民に周知します。 <市民、◆行政機関>
- ⑤野鳥の高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザにかかる対応技術マニュアル（平成30年環境省）」等を踏まえ、国県等の関係機関と連携します。 <◆事業者、行政機関>
- ⑥鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存や人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大を招くことから、鳥獣への安易な餌付けはしません。 <◆市民>

イ 希少野生生物の保護

- ①希少野生動植物の捕獲、採取、売買等を行わないようなモラルの向上や生物多様性の重要性、本市の自然環境の現況や成り立ち等について普及啓発を図るとともに、家庭、学校、社会教育の場等で積極的に環境教育を推進します。 <市民、各種団体、◆行政機関>
- ②希少野生動植物保護のため、生息地等の状況を把握し、鹿児島県希少野生動植物保護推進員と連携しながら必要に応じて現地監視等を行うことにします。 <市民、各種団体、◆行政機関>
- ③希少野生動植物保護活動に対する支援をします。 <市民、各種団体、◆行政機関>
- ④野生動植物のモニタリングを行い、この情報を蓄積し、今後の生物多様性の保全と持続可能な利用につなげていきます。 <◆市民、各種団体、行政機関>
- ⑤天然記念物に指定されている希少種については、自然保護推進員、希少野生動植物保護推進員、文化財保護指導委員等の協力を得ながら、その保護に努めます。 <市民、各種団体、◆行政機関>

ウ 動物の愛護と適正な管理

- ①動物によるトラブルを未然に防ぐため、飼い主のモラル向上について啓発します。 <市民、各種団体、◆行政機関>
- ②ペットの飼養は人と生きものとの重要な共生のあり方のひとつであって、市民に心豊かな生活をもたらすとともに、高齢者の健康寿命の延伸にもつながります。鹿児島県動物愛護管理計画に基づき、県と連携しながら動物愛護思想の高揚に努めます。 <市民、事業者、各種団体、◆行政機関>
- ③不妊・去勢措置の推進、安易な飼養の抑制、終生飼養の徹底等について、飼養者に対し啓発します。 <市民、事業者、各種団体、◆行政機関>

4-2-4 「生物多様性を支え生物多様性に支えられた環境文化を継承しています。」の実現のための行動

(1) 人と自然との関わり（環境文化）の伝承と記録

現在の生物多様性と地域の文化は、長い年月をかけ、人と自然との関わりによって成立してきました。地域によってはその生態系を守るためにあえて人の手を入れない場所もあります。そのような場所を記録し、後世に伝承していくことが重要です。

また、市内には、お寺や神社を母体としたお祭りがいくつもあります。そのほとんどは自然（生物多様性）の恵みに感謝し、五穀豊穡を祈るものです。私たちはこのような文化を大切に、そして次の世代に継承していかなければなりません。

<主な取組>

- ①自然と共生する暮らし方について、高齢の農林漁業者や地域に長く暮らす高齢者等に話を聞き記録する「聞き書き」運動を推進します。この運動が市内の様々な場に広がり今後の取組に反映されたり、またこの結果が蓄積され、保存され、そして活用されるよう検討します。 <市民、◆行政機関>

指標 4 『聞き書き』に取り組む団体数



田之浦山宮神社 ダゴ祭り

②地域の郷土芸能や伝統行事への参加を推進するとともに、その継承を図ります。

＜◆市民、各種団体、行政機関＞

③食文化の伝承を図ります。

＜◆市民、各種団体、行政機関＞

市内の郷土芸能・伝統行事

(県・市指定に限ります。「志布志市ホームページより」)

郷土芸能・伝統行事	内 容
志布志町田之浦山宮神社のダゴ祭り	2月の第1日曜日に行われる、鹿児島県で最も早い春祭りです。紅白の餅（ダゴ）を花のように飾って奉納します。祭式後に配られるダゴを食べると、一年を無病息災に過ごせるといわれています。 (平成3年3月22日県指定) 田之浦山宮神社
山宮神社春祭に伴う芸能（カギヒキ、正月踊）	山宮神社の春祭りは、その年の豊作を祈願する祈年祭で、極めて古い起源を持っています。2月の第2土曜日に安楽山宮神社で、翌日曜日には安良神社で行われます。 (昭和37年10月24日県指定)
蓬原熊野神社の神舞	延宝7年（1679年）に記された「神舞書」が現存しています。神舞は古くから国家の大事や災害などに際して奉納されてきました。戦後途絶えましたが、昭和46年に復活し、現在は毎年秋の例祭日に奉納しています。 (昭和54年3月14日県指定)
白鳥神社神舞	文久2年（1862年）にコレラが大流行したため、殿様の武運長久と伊崎田村中の老若男女、牛馬にいたるまでの病根退治を祈願し、舞われるようになった神舞です。現在は、秋の例祭と元旦祭で奉納されています。 (平成15年3月18日市指定)
松山神社神舞	松山神社神舞は、安楽山宮神社、蓬原熊野神社の神舞に共通するものが多く、出雲流神舞の系統を引く岩戸系神楽の一つです。元和8年（1622年）に作製された翁面など、10面の神舞の面が保存されています。 (昭和62年4月20日市指定)

4-2-5 「生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換しています。」 を実現するための行動

(1) 農林水産業における生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

農林水産業は、人間の存在に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動です。そして昔からの農林水作業の営みは、人の生活と多くの野生生物が共生できる自然環境を形成し、地域独自の文化も生まれました。

しかし、高度経済成長以後、過疎化が進み少子高齢化の進展や営農方法の近代化などにより、自然と共生する地域の文化を維持することが困難になってきています。

自然と人間との関わりの中で創り出されてきた農山漁村の自然環境を維持していくためにも、そして今後持続的に利用していくためにも、生物多様性を保全することは重要です。

<主な取組>

ア 農業における取組

- ①有機農業^{*P86}への取組を推進します。【再掲】 <◆事業者、行政機関>
- ②GAP^{*P86}（農業生産工程管理）第三者認証制度、有機 JAS 制度^{*P86} 及び IPM^{*P86}（総合的病害虫防除・雑草管理）を推進します。【再掲】 <◆事業者、行政機関>
- ③適正な施肥や家畜排泄物の適正な処理など、環境に配慮した農業を推進します。 <◆事業者>
- ④「食育」及び「地産地消」を推進します。 <市民、事業者、各種団体、◆行政機関>
- ⑤各種整備事業等導入に伴う環境配慮対策として、事業対象区域や計画路線における生態系の調査や景観調査の結果に基づき、環境配慮対策の検討（回避するか、最小化するか、軽減するか、代償するか）を行い、生物多様性の保全に配慮した計画→設計→施工を検討します。【再掲】 <市民、◆事業者、各種団体、行政機関>
- ⑥「多面的機能支払交付金事業」を受けている団体は所期の目的を達成するため積極的な活動を行います。【再掲】 <◆各種団体、行政機関>
- ⑦市内で収穫される農畜水産物、風景、歴史、製造業、暮らしなどを、生物多様性をキーワードに連携し、グリーンツーリズム^{*P84} やブルーツーリズム^{*P86} を推進します。【再掲】 <◆事業者、各種団体、行政機関>

イ 林業における取組

- ①森林の持つ機能（水源涵養機能、山地災害防止機能、土壌保全機能、快適環境保全機能、保健・リクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能、地球温暖化対策機能）について、市民に周知します。 <◆行政機関>
- ②スギ・ヒノキの人工林については、適切な間伐を行うとともに、広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の多様な森林整備を推進します。 <◆事業者、行政機関>
- ③市民が参加する森づくりを推進します。 <◆市民、事業者、行政機関>

- ④主伐後の適正な再生林や樹下植栽、広葉樹林化を推進し、森林の多目的機能の持続的な発揮を図ります。 <◆事業者、行政機関>
- ⑤松くい虫等による森林被害を防止するため、関係機関と連携し、被害木の伐採駆除及び松くい虫抵抗性苗木の導入等を実施し、松林の保護を図ります。【再掲】
<市民、◆行政機関>
- ⑥森林・林業に対する理解を醸成するための体験学習活動や里山林等を活用した体験活動を推進します。 <市民、各種団体、◆行政機関>
- ⑦特用林産物（サカキ、シキミ）の生産振興等による就業機会や所得の確保を図ります。 <◆事業者、行政機関>
- ⑧市内で収穫される農畜水産物、風景、歴史、製造業、暮らしなどを、生物多様性をキーワードに連携し、グリーンツーリズム^{*P84} やブルーツーリズム^{*P86} を推進します。【再掲】 <◆事業者、各種団体、行政機関>
- ⑨国有林事業との情報共有を図ります。 <◆行政機関>

ウ 水産業における取組

- ①地域の主要魚種については、魚種ごとの管理方針及びそれらを漁獲する漁業について行うべき資源管理措置に関する指針に沿って、漁業者等が自主的に行う資源管理の取組を促進します。 <◆事業者、行政機関>
- ②地域の主要魚種以外の魚種についても、資源管理を推進し、資源の再生産と持続的な利用を図ります。 <◆事業者、行政機関>
- ③市内で収穫される農畜水産物、風景、歴史、製造業、暮らしなどを、生物多様性をキーワードに連携し、グリーンツーリズム^{*P84} やブルーツーリズム^{*P86} を推進します。【再掲】 <◆事業者、各種団体、行政機関>
- ④ウナギ養殖業については、「内水面養殖管理指針」や「鹿児島県小規模事業場等排水対策指導指針」を順守します。【再掲】 <◆事業者>
- ⑤コイは、鹿児島県外来種リストで「産業管理種」として位置付けられており、産業利用する際は逸出防止を徹底するようになっています。事業者にその徹底を図るとともに、市民には放流をしないよう啓発します。 <◆市民、事業者、行政機関>

(2) 生物多様性に配慮した観光の振興

豊かな自然環境や生物自然は、観光の重要な資源の一つです。観光の振興に当たっては、自然環境等の保全に配慮していく必要があります。

<主な取組>

①美しい景観や多様な生態系を生かした魅力ある観光地づくりに努めます。

<◆事業者、行政機関>

②生物多様性の保全と持続可能な利用をキーワードとした自然と触れ合いながら自然を学ぶエコツーリズム*P84、農業体験を行うグリーンツーリズム*P84、そして漁業体験を行うブルーツーリズム*P86 など、豊かな自然を生かした体験型観光を推進します。

<市民、◆事業者、各種団体、行政機関>

指標5「エコツーリズム*P84 実施事業者数」



本港からさんふらわあを望む

(3) 生物多様性に配慮した公共事業の推進

これまで、さまざまな目的で実施してきた公共事業が、結果的に多くの野生生物の生息・生育環境を損なうなど、生物多様性に影響を与えてきたことは否定できません。志布志市の生物多様性の保全及び持続可能な利用を図っていくためには、野生生物の生息・生育環境に配慮した公共工事を推進していくなど、公共事業による生物多様性への影響を最小限に抑える必要があります。

また、伐採時の林道及び作業道の設置については、土砂災害の原因とならないよう十分な注意と管理を行う必要があります。自然災害等が発生した場合は早期復旧を目指すため防災的な観点からの対策を優先することになりますが、生物多様性の保全に可能な配慮を行うよう努めることが大切です。

<主な取組>

- ①道路整備においては、自然環境をできるだけ残すような路線の選定や野生生物の生息・生育環境の分断を避ける工法に努めるなど、地域の健全な生態系の保全に配慮します。 <◆事業者、行政機関>
- ②各種事業の実施に際しては、事前に十分な調査・検討を行い、野生生物の生態に配慮し、ビオトープ*^{P85}（野生生物が生息できる環境）の復元など、野生生物の生息・生育環境の確保を促進します。 <◆事業者、行政機関>
- ③今後の地球温暖化に伴う気候変動に適応できるよう、また生物多様性の保全の観点から、必要な施策のあり方を検討します。【再掲】 <◆行政機関>



自然の玉石を利用した魚道（安楽川、田之浦）

(4) 地球温暖化対策の推進

地球規模の温暖化の影響は、豪雨、猛暑日の増加などの異常気象を伴い気候変動を起こし、様々な形で私たちの暮らしに影響を与えていると同時に生物多様性の保全にも大きな影響を与えています。

森林の機能には、この地球温暖化の要因になっている二酸化炭素を吸収する機能があり、地球温暖化が生物多様性の保全に影響を及ぼしている中、森林を整備することは大切です。

<主な取組>

- ①間伐等の森林の整備を推進します。 <◆事業者、行政機関>
- ②木質バイオマスの有効利用を推進します。 <◆事業者、行政機関>
- ③今後の地球温暖化に伴う気候変動に適応できるよう、また生物多様性の保全の観点から、必要な施策のあり方を検討します。【再掲】 <◆行政機関>
- ④緑のカーテンを設置します。 <◆市民>



岳野山（山頂には十二支の像があります）

(5) 消費行動の改善に向けた取組の推進

国は、平成30年6月に「第4次循環型社会形成基本計画」を策定し、地域循環共生圏形成による地域活性化やライフサイクル全体での徹底的な資源循環を掲げています。

本地域戦略の基本目標である「生物多様性の主流化を図り、新たな『自然と共生する社会』の実現」を図るためには、生物多様性に基盤を置いた地域経済を発展させていくことが必要であることから、市民の生物多様性に配慮した製品の消費に対する機運醸成を図り、具体的な消費行動を起こすことが重要です。

<主な取組>

①消費者に対し、日常生活の中で消費している食料や繊維、木材などの物資が、生物多様性とどのような関わりを持っているかについての情報を提供し、その結果、より環境負荷が少なく、生物多様性の維持・向上に資する製品の選択が促されることで、より生物多様性に配慮した製品の生産活動が促進されるよう関係機関・団体等と連携し、消費者の意識改革に向けた普及啓発に努めます。

<◆事業者、行政機関>

②地産地消に努め、地域の伝統野菜や伝統食の消費に努めます。

<◆市民>

③自然にやさしい方法で生産された商品を選択して購入します。

<◆市民>



志布志港 冬の朝

(6)「事業活動」と「生物多様性の保全と持続可能な利用」の互恵の関係構築

これまで、事業活動と生物多様性の保全はどちらかというかと相反することでした。

しかし、これからは生物多様性の保全と持続可能な利用のために、どのような生産工程を取っているかなど、その取組が問われる社会になっていきます。

事業者としては、生物多様性への配慮を明示することによる、ブランドイメージの向上、消費者へのアピールや同業他社との差別化などのチャンスが生まれてきます。

<主な取組>

- ①生物多様性に配慮した事業活動を推進し、「事業活動」と「生物多様性の保全と持続可能な利用」について、互恵の関係を構築すべく検討します。

<◆事業者、行政機関>

1章

2章

3章

4章



4-3 戦略の推進体制

4-3-1 戦略の進行管理

この戦略の各種施策の進行管理は「PDCA」サイクルを基本とします。

P（計画・戦略）、D（実施・実行）、C（点検・評価）、A（見直し・改善）のサイクルを行い、進行管理していきます。

また、「志布志市生物多様性地域戦略推進会議」を設置し、進捗状況を確認します。

4-3-2 進捗状況の把握と評価

次の項目ごとにその進捗状況を点検と評価を行い、その結果を公表します。

<p>4-2-1 「市民誰もが生物多様性の重要性を理解し行動しています。」を実現するための行動</p>	<p>指標1「生物多様性の認知度」</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">小中学生 6%</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">小中学生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市民 20%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">市民 各 80%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業者 28%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">事業者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（平成30年度）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">（令和12年度末）</td> </tr> </table>	小中学生 6%	→	小中学生	市民 20%		市民 各 80%	事業者 28%		事業者	（平成30年度）		（令和12年度末）
小中学生 6%	→	小中学生											
市民 20%		市民 各 80%											
事業者 28%		事業者											
（平成30年度）		（令和12年度末）											
<p>4-2-2 「重要地域を保全し、自然のつながりを取り戻しています。」を実現するための行動</p>	<p>指標2「汚水処理人口普及率」</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">73.48%</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">96.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（令和元年度末）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">（令和12年度末）</td> </tr> </table>	73.48%	→	96.0%	（令和元年度末）		（令和12年度末）						
73.48%	→	96.0%											
（令和元年度末）		（令和12年度末）											
<p>4-2-3 「生物多様性情報を蓄積・共有し、生態系を守ります。」を実現するための行動</p>	<p>指標3「市民が主体となった野生動植物モニタリング数」</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">5種</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（令和2年度末）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">（令和12年度末）</td> </tr> </table>	0	→	5種	（令和2年度末）		（令和12年度末）						
0	→	5種											
（令和2年度末）		（令和12年度末）											
<p>4-2-4 「生物多様性を支え生物多様性に支えられた環境文化を継承しています。」の実現のための行動</p>	<p>指標4「『聞き書き』に取り組む団体数」</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">3団体</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（令和2年度末）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">（令和12年度末）</td> </tr> </table>	0	→	3団体	（令和2年度末）		（令和12年度末）						
0	→	3団体											
（令和2年度末）		（令和12年度末）											
<p>4-2-5 「生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換しています。」を実現するための行動</p>	<p>指標5「エコツーリズム実施事業者数」</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">1団体</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（令和2年度末）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">（令和12年度末）</td> </tr> </table>	0	→	1団体	（令和2年度末）		（令和12年度末）						
0	→	1団体											
（令和2年度末）		（令和12年度末）											

終わりに

生物多様性地域戦略策定を振り返って

志布志市は鹿児島県の東部の端に位置しており、市の東側は宮崎県串間市と接し日向層群や日南層群などによる丘陵山岳地帯となっています。そこから西側には入戸火砕流堆積物のシラス台地が広がり、南面には志布志湾があります。

志布志市には山河はもとより、溪谷、洞穴、沼地、湧水地、砂丘・岩礁海岸、枇榔島など多彩な地形があることから、生き物たちは豊富な生態系を有するとともに、気候環境的に南限・北限の多くの植物類が交差する位置にあり多様な生物が生存しています。

人類は衣食住を始め薬品、健康、文化・芸術、最近では天敵利用など生物多様性から多くの恩恵を受けていますが、その恩恵による自然への影響等についてはあまり顧みることはありませんでした。しかし、近年人間活動による自然破壊や環境汚染、地球温暖化などによる自然環境の悪化が進み、生物の多くの種が絶滅の危機に瀕しています。このため国際的に生物多様性の保全などを目的として「生物多様性条約」が制定されました。

日本でもこの条約を受けて「生物多様性基本法」が制定され、地方自治体は「生物多様性地域戦略」を定めるよう努めなければならないことになり、我が志布志市でも志布志市生物多様性地域戦略を定めるべく市民の環境に対する意識調査を行い、志布志市生物多様性検討会、同検討委員会を立ち上げ、志布志市の慣れ親しまれた自然環境とそこに生息・生育する生物を守り、生物の自然資源が持続的に利用できると共に、それを未来に繋ぐために外来種の問題を含め多角的な検討を行ってきました。各委員から多くの貴重な提案がなされ本地域戦略がまとめられました。

市民の皆様、我がまちの素晴らしい自然と生物の多様性を知っていただき、そして自然環境に負担にならない開発・経済活動をやっていただくことが大切です。最終的には個々の人が子どもたちの未来のために、ひいては地球の未来のために、それぞれの立場で生物多様性地域戦略にご協力いただくことだと思います。

また、この地域戦略を継承し成果を上げるために、普及啓発活動、環境教育や取組の評価などと共に、市民の皆様からのご意見、情報提供など常に身近な問題としてとらえていただくことが、志布志市の生物多様性環境を豊かにするものと思われまます。

令和3年3月

志布志市生物多様性地域戦略検討委員会 会長 馬場興市

< 参考資料 >

●用語解説

栄養塩

炭素、水素、酸素以外の、無機塩類として存在する植物の生命を維持する栄養分として必要な、リン、窒素、カリウム、ケイ素などの主要元素とマンガン等の微量元素のことです。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのことです。

外来生物（外来種）

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって意図的・非意図的に持ち込まれた生きもののことを言います。外来生物の多くが放されたり逃げ出したりすることによって、在来の自然環境や野生生物に深刻な悪影響を及ぼしています。

グリーンツーリズム

農山漁村に滞在し農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のことです。

光合成

植物が光によって水を分解して酸素を発生し、二酸化炭素を有機物に固定する反応のことです。

里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のことです。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。

在来生物（在来種）

もともとその地域に生息していた生物のことです。

生物多様性

いろいろな生き物がいて、それらがつながり合って生活していることです。生物多様性基本法では、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な存在するこ

と」と説明しています。

生態系ネットワーク

それぞれの生物の生態特性に応じて、生息・生育空間のつながりや、適切な配置が確保されることです。

生物多様性基本法

生物多様性基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としています。

平成 20 年 5 月に成立し、同年 6 月に施行されました。

第 6 の大量絶滅時代

大量絶滅時代とは「ある時期に多種類の生物が同時に絶滅すること」です。生命が地球に誕生して以来、これまでに生物が大量に絶滅する、いわゆる大絶滅が 5 回あったと言われていますが、現代の第 6 の大絶滅は過去の大絶滅に比べて種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動による影響であると考えられています。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から国が指定したもののことです。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

パリ協定

2015 年にパリで合意された 2020 年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みのことです。次のような世界共通の長期目標を掲げています。

- ① 世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする。
- ② そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量を上昇から下降方向にし、21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる。

パリ協定には、主要排出国を含む多くの国が参加。締結国だけで世界の温室効果ガス排出量の約 86%、159 か国・地域をカバーするものとなっています。

ビオトープ

動植物の生息・生育空間のことです。

ブルーーツーリズム

島や沿岸部の漁村などに滞在し、現地の体験を通じて心身をリフレッシュする余暇の過ごし方のことです。

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のことです。

有機 JAS 制度

日本農林規格等に関する法律（JAS法）に基づき、「有機 JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者が「有機 JAS マーク」の使用を認める制度のことです。



GAP

農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。これを多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されます。

IPM（総合的病害虫管理・雑草管理）

Integrated Pest Management の略称です。利用可能な全ての防除技術（耕種的防除、物理的防除、生物的防除、化学的防除）の経済性を考慮しつつ、総合的に講じることで、病害虫・雑草の発生を抑える技術のことです。IPM を通じて、人に対する健康リスクと環境への負荷を軽減するとともに、生態系が有する本来の病害虫・雑草への抑制機能を引き出すことが可能になります。

SDGs（持続可能な開発目標）

国連の持続可能な開発のための国際目標のことです。
17 のグローバル目標と 169 のターゲットがあります。
2015 年 9 月の国連総会で採択されました。





志布志市生物多様性地域戦略の概要

生物多様性の主流化を図り、新たな「自然と共生する社会」の実現を目指して
～「共生」と「循環」そして「継承」～

第1章 生物多様性とは何か

いろいろな生き物がいて、それらがつながり合って生活していることを「生物多様性」と言います。なぜ、生物多様性を守らないといけないか。それは、生物の多様性が失われると、4つの生態系サービスが損なわれ、自然の恵みを得続けることが困難になるからです。

生態系サービス(自然の恵み)

- ①基盤サービス
- ②調整サービス
- ③供給サービス
- ④文化的サービス

生物多様性の危機

- 第1の危機 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
- 第2の危機 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
- 第3の危機 外来種や化学物質などの持ち込みによる生態系のかく乱
- 第4の危機 地球環境の変化による危機

第2章 志布志市を見つめる

- 課題1 生物多様性の言葉が浸透していません
- 課題2 開発による種の減少、生息・生育地の減少があります
- 課題3 広葉樹林の減少、里地里山などの手入れ不足があります
- 課題4 特定外来生物の侵入が見られます
- 課題5 気候変動への適応が必要です

第3章 地域戦略を考える

令和3年度から令和12年度までの10年間の計画です。

生物多様性の主流化を図り新たな「自然と共生する社会」の実現を目指します
＜10年後の姿 ～5つの将来像～＞

- ①市民誰もが、生物多様性の重要性を理解し、行動しています
- ②重要地域を保全し、自然のつながりを取り戻しています
- ③生物多様性の情報を蓄積・共有し、生態系が守られています
- ④生物多様性を支え、生物多様性に支えられた環境文化を継承しています
- ⑤生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換しています

第4章 地域戦略を進める

5つの将来像を実現するため、各主体（市民、事業者、各種団体、行政機関）の連携と協働の下、志布志市生物多様性地域戦略を推進するため、「志布志市生物多様性センター」（仮称）を設置し、次の5つの指標の進捗に努めます。

指標名	指標
指標1「生物多様性の認知度」	80%
指標2「汚水処理人口普及率」	96.0%
指標3「市民が主体となった野生動植物モニタリング数」	5種
指標4「『聞き書き』に取り組む団体数」	3団体
指標5「エコツーリズム実施事業者数」	1団体

生物多様性の保全はSDGs（持続可能な開発目標）の根幹



(目的)

第 1 条 この条例は、本市の環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継ぐため、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を営むうえで必要とする快適な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 環境の保護及び整備を図ることによって、清浄な水及び大気、静けさ並びに良好な自然環境を確保することにより、人をはじめとする生物にとって良好な状態に維持し、又は形成することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、大気の汚染、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在の環境が先人から受け継いだものであり、将来の世代に引き継いでいかなければならないことを認識して、市民の健康で文化的な生活の基盤となる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境が有限であること及び人間が生態系の一部として存在し自然から多くの恵みを受けていることを認識して、環境への負荷ができる限り低減され、人と自然とが共生できる循環及び共生を基調にした環境にやさしい持続可能な社会を構築することができるように行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であり、身近な環境が地球全体の環境と深くかわ

っていることから、市、市民及び事業者が自らの問題であることを認識して、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。

- 4 環境の保全及び創造は、環境問題を市、市民及び事業者が自らの問題として認識して、すべての者が役割を分担し、相互に協力し、かつ、連携して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、社会経済活動における市の果たす役割の大きいことを踏まえ、自らが率先して、その事務及び事業に伴う環境への負荷の低減等環境の保全及び創造に努めなければならない。
- 3 市は、市の機関相互の施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。
- 4 市は、市民、事業者及び民間団体と協力して環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。
- 5 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活における環境への負荷を認識し、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、環境に配慮した製品等の選択、緑化の推進等環境の保全及び創造に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するとともに、地域の環境の保全及び創造に関する活動への参加に努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、自らの活動による環境への負荷を認識し、これに伴って生じる環境汚染物質等の排出抑制、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、緑化の推進等環境の保全及び創造に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するとともに、地域の構成員として、地域の環境の保全及び創造に関する活動への参加に努めなければならない。

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 水、大気、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築することにより、地球環境保全に資する社会を実現するため、環境にやさしい新エネルギーの導入、省エネルギーの推進等エネルギーの有効利用を図り、廃棄物の適正な処理及び排出抑制並びに資源の循環的な利用を促進することにより、環境への負荷ができる限り低減される社会を構築すること。
- (3) 生物の多様性の確保及び森林、河川、海、農地等における多様な自然環境の保全並びに人と自然との豊かなふれあいの確保を図り、人と自然との共生に取り組むこと。
- (4) 緑化、不法投棄防止等の推進、良好な景観の形成、歴史的文化的資源の保全及び活用等により、清潔で美しく潤いと安らぎのある快適な環境の保全を図ること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全を図ること。
- (6) 市、市民及び事業者が相互に協力し、かつ、連携し、自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に取り組むことのできる社会の仕組みを構築すること。

(環境基本計画の策定)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ志布志市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境学習の推進等)

第10条 市は、市民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」と

いう。)が環境の保全及び創造についての関心及び理解を深めるとともに、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の意欲が増進されるようにするため、環境学習及び環境教育の推進並びに広報活動の充実を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の環境学習及び環境教育の推進を図るとともに、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自発的活動の促進)

第 11 条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供等)

第 12 条 市は、環境学習及び環境教育の推進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、市民等と協働して、環境の保全及び創造に関する必要な情報を収集するとともに、個人情報に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供し、市民等との情報の共有化を図るものとする。

(環境管理の促進)

第 13 条 市は、事業者が事業活動を行うに当たり、環境の保全及び創造に関する目標等を定めた行動計画を作成し、実行し、見直す等の一連の取組を自主的に実施することを促進するものとする。

2 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、その事業に係る環境の保全及び創造について事前に配慮することを促進するものとする。

(規制の措置)

第 14 条 市は、騒音、振動、悪臭その他の公害の防止及び自然環境の適正な保全その他の環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、規制の措置を講ずるものとする。

(調査の実施等)

第 15 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、必要な調査を行うとともに、必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(広域的連携)

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体等と協力し、かつ、連携して推進するものとする。

（環境にやさしい新エネルギーの導入促進等）

第 17 条 市は、環境への負荷の低減を図るために、市民及び事業者による環境にやさしい新エネルギーの導入、省エネルギーの推進等エネルギーの有効利用、廃棄物の排出抑制及び資源の循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、廃棄物の適正な処理を推進するものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るために、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、環境にやさしい新エネルギーの導入、省エネルギーの推進等エネルギーの有効利用、廃棄物の排出抑制及び資源の循環的な利用に努めるものとする。

（志布志市環境審議会）

第 18 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議等を行うため、志布志市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 19 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選任された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の代表者等
- (5) その他市長が適当と認める者

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（任期）

第 20 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、委嘱の要件を欠くに至ったときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第23条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、市民環境課において処理する。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(志布志市環境審議会条例の廃止)

- 2 志布志市環境審議会条例（平成 18 年志布志市条例第 234 号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の志布志市環境審議会条例（以下「旧審議会条例」という。）第 1 条の規定により置かれた志布志市環境審議会は、第 18 条の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧審議会条例第 2 条第 2 項の規定により委嘱された志布志市環境審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第 19 条第 2 項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第 2 条第 2 項の規定により委嘱された志布志市環境審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 5 この条例の施行の際現に旧審議会条例第 4 条第 1 項の規定により定められた志布志市環境審議会の会長である者又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、第 21 条第 1 項の規定により審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。
- 6 この条例の施行後最初に委嘱される第 19 条第 2 項第 4 号の委員の任期は、第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 20 年 2 月 21 日条例第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(設置)

第 1 条 生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号)第 13 条の規定に基づき、本市の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)の策定及び変更並びに推進に関する検討を行うため、志布志市生物多様性地域戦略検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地域の実情を踏まえた生物多様性地域戦略の策定及び変更並びに推進上の課題について検討すること。
- (2) 生物多様性地域戦略の内容について検討すること。
- (3) その他生物多様性地域戦略の策定及び変更並びに推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民環境課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年8月30日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

志布志市生物多様性地域戦略検討会等規程

平成 30 年志布志市訓令第 8 号

(設置)

第 1 条 生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号)第 13 条の規定に基づき、本市の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)の策定及び変更並びに推進に関し、関連する部門間の連携を図り、総合的に検討するため、志布志市生物多様性地域戦略検討会(以下「検討会」という。)及び志布志市生物多様性地域戦略ワーキング・グループ(以下「グループ」という。)を置く。

(検討会の所掌事務)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 生物多様性地域戦略の策定及び変更並びに推進について調査し、及び検討すること。
- (2) その他生物多様性地域戦略に関し必要な事項

(検討会の組織)

第 3 条 検討会は、会長、副会長及び委員で組織する。

- 2 会長は市民環境課長をもって充て、副会長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員は、別表第 1 に掲げる職員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見

を聴くことができる。

(グループの所掌事務)

第6条 グループは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 生物多様性地域戦略に関する資料を収集すること。
- (2) その他生物多様性地域戦略に関する作業を行うこと。

(グループの組織)

第7条 グループは、グループリーダー、グループサブリーダー及びグループ員で組織する。

2 グループリーダーは市民環境課環境政策室長をもって充て、グループサブリーダーはグループ員の互選によりこれを定める。

3 グループ員は、別表第2に掲げる課の職員のうちから市長が任命する。

(準用)

第8条 第4条の規定は、グループリーダー及びグループサブリーダーについて準用する。

2 第5条の規定は、グループの会議について準用する。

(庶務)

第9条 検討会及びグループの庶務は、市民環境課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、検討会及びグループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年6月13日から施行する。

別表第1(第3条関係)

財務課長 企画政策課長 港湾商工課長 農政畜産課長 耕地林務水産課長 建設課長 松山支所総務市民課長 松山支所産業建設課長 志布志支所地域振興課長 志布志支所市 民税務課長 志布志支所産業建設課長 教育委員会学校教育課長 教育委員会生涯学習課 長

別表第2(第7条関係)

財務課 企画政策課 港湾商工課 農政畜産課 耕地林務水産課 建設課 松山支所総務
市民課 松山支所産業建設課 志布志支所地域振興課 志布志支所市民税務課 志布志支
所産業建設課 教育委員会学校教育課 教育委員会生涯学習課

志布志市生物多様性地域戦略 策定経過

番号	年月日	件名	備考
1	平成29年8月30日	志布志市生物多様性地域 戦略検討委員会	
2	平成30年6月13日	志布志市生物多様性地域 戦略検討会	庁内会議
3	平成30年8月30日	志布志市生物多様性地域 戦略策定に向けた研修会	環境省補助事業
4	平成30年8月30日	志布志市生物多様性地域 戦略ワーキング・グループ	庁内会議
5	平成30年8月30日	志布志市生物多様性地域 戦略検討委員会	
6	平成30年12月19日	生物多様性聞き書き指導 者講習会	鹿児島県主催
7	平成31年2月16日	かごしま生物多様性シン ポジウム	鹿児島県主催志布志市会場 基調講演 加藤英明氏「身 近に潜む外来種の脅威」
8	平成31年2月20日	志布志市生物多様性地域 戦略策定に向けた研修会	環境省補助事業 講演 九州大学島谷幸宏教 授
9	令和元年11月27日	志布志市生物多様性地域 戦略策定に向けた研修会	環境省補助事業
10	令和元年11月27日	志布志市生物多様性地域 戦略ワーキング・グループ	庁内会議
11	令和2年1月21日	志布志市生物多様性地域 戦略策定に向けた研修会	環境省補助事業 講演 清ら島シェリングネ イチャーの会 藤井晴彦氏
12	令和2年1月21日	志布志市生物多様性地域 戦略ワーキング・グループ	庁内会議
13	令和2年1月21日	志布志市生物多様性地域 戦略検討委員会	

14	令和2年4月14日	志布志市生物多様性地域 戦略検討委員会	
15	令和2年6月30日	志布志市生物多様性地域 戦略ワーキング・グループ	庁内会議
16	令和2年8月1日	志布志市生物多様性地域 戦略ワーキング・グループ	庁内会議
17	令和2年8月18日	志布志市生物多様性地域 戦略検討委員会	
18	令和2年11月12日	志布志市生物多様性地域 戦略ワーキング・グループ	庁内会議
19	令和2年11月17日	志布志市生物多様性地域 戦略検討会	庁内会議
20	令和2年12月16日	志布志市生物多様性地域 戦略検討委員会	
21	令和3年2月8日	環境審議会	
22	令和3年2月12日～ 令和3年2月26日	パブリックコメント募集	

志布志市生物多様性地域戦略検討委員会 名簿
(令和2年10月1日現在)

番号	氏名	備考
1	川崎 幸夫	副委員長、志布志市衛生自治会長
2	加納 雅裕	志布志生涯学習センター事務局長
3	窪 健一	環境省環境カウンセラー 鹿児島県外来動植物対策推進員
4	立山 芳輝	志布志市開田の村管理組合事務局長
5	那加野 久廣	志布志市文化財保護審議委員会委員長
6	早崎 沙織	鹿児島県自然保護課自然保護係長
7	林 悦子	志布志湾岸野鳥ネット代表
8	馬場 興市	委員長、しぶし自然愛好会会長
9	宮原 孝雄	鹿児島県自然保護推進員 鹿児島県希少野生動植物保護推進員

写真及び資料の提供：窪健一、加納雅裕、立山芳輝、林悦子、馬場興市、宮原孝雄

志布志市生物多様性地域戦略検討会名簿（令和2年10月1日現在）

番号	職名	氏名
1	財務課長	折田 孝幸
2	企画政策課長	西 洋一
3	港湾商工課長	假屋 眞治
4	農政畜産課長	重山 浩
5	耕地林務水産課長	立山 憲一
6	建設課長	鮎川 勝彦
7	松山支所総務市民課長	中吉 広志
8	松山支所産業建設課長	梶原 豊
9	志布志支所地域振興課長	小山 錠二
10	副会長、志布志支所市民税務課長	若松 利広
11	志布志支所産業建設課長	八木 辰浩
12	教育委員会学校教育課長	谷口 源太郎
13	教育委員会生涯学習課長	江川 一正
14	会長、市民環境課長	留中 政文

志布志市生物多様性地域戦略ワーキング・グループ名簿（令和2年10月1日現在）

番号	職名	氏名
1	財務課管財係長	下木 幹一
2	企画政策課共生協働推進室長	山口 善央
3	港湾商工課港湾振興係長	長濱 哲彦
4	農政畜産課生産流通係主事	中西 亮太
5	耕地林務水産課林務水産係長	村釘 孝昭
6	建設課建設係長	松久保 亮
7	松山支所総務市民課課長補佐	新村 輝昭
8	松山支所産業建設課農政畜産係長	和田 秀次
9	志布志支所地域振興課総務係長	和佐 修一
10	サブグループリーダー、志布志支所市民税務課環境衛生係長	田中 正一
11	志布志支所産業建設課農政畜産係長	原口 謙二
12	教育委員会学校教育課課長補佐	高野 利彦
13	教育委員会生涯学習課埋蔵文化財係長	相美 伊久雄
14	グループリーダー、市民環境課環境政策室長	児玉 雅史



いけんこどろんこ大会（R元.8.4、松山町泰野）

てのんこ会（松山町泰野地区のPTAを中心とした子供育成会議）が、いけんこ（ため池）近くの田んぼで毎年夏休みに実施しています。綱引きやバレーボールなどもし、大人も参加します。